

桑名における市の転態と市神の転態と
— 批判的実在論による社会システムの観点から —

The Transformation of the Market (Ichi) and the Market
Guardian Deity (Ichi-gami) in Kuwana:
From the Viewpoint of Social Institutions Based on Critical Realism

水谷 覚
Satoru Mizutani

Abstract

This study inherits the research on "folklore studies on business" presented in Mizutani and Yoshimura (2018) and Yoshimura (2019), shows the transformation of the market (ichi) and the market guardian deity (ichi-gami) as a case in Kuwana by a literature survey.

Keywords: Kuwana, market guardian deity (ichi-gami), critical realism, social institutions, folklore studies on business

【目次】

- I はじめに
- II 市神の転態と市の転態と
 - II -1 市神 (いちがみ) とは
 - II -2 市 (いち) とは
 - II -3 市と市神との関係
 - II -4 市における自生的秩序
 - II -5 平安京の官営市
 - II -6 中世の市
 - II -7 市における断絶と結合と
 - II -8 市 (いち) から市場 (しじょう) へ
 - II -9 辻と市と市場と
 - II -10 市神の衰退
 - II -11 市神の転態
 - II -12 市の転態
- III 桑名の歴史と市と市神と
 - III -1 桑名の地理的条件
 - III -2 古代の桑名
 - III -3 中世の桑名
 - III -4 近世の桑名
 - III -5 桑名における市の転態と市神の転態と
 - III -6 近代以降の桑名
- IV おわりに

I はじめに

本稿は、水谷・吉村（2018）あるいは吉村（2019）において提示された「経営学的フォークロア」研究を継承し、桑名を事例として「市の転態」と「市神の転態」とについて文献調査によってあきらかにする¹。

II 市神の転態と市の転態と

II-1 市神（いちがみ）とは

『日本民俗大辞典』「市神」の項によると、「市にまつられ、市とそこでの取引を守護する神。巖島神社の祭神である市杵島姫が市神としてまつられることが多いが、他に宗像大神・事代主命・大国主命・えびす神・大市姫・大黒なども市神としてまつられる。」²とされる。

『日本民俗事典』「市神」の項では、「市神はまた、土地の区画を管理する神としての性格をも備えていたらしい。」³とされ、『郷土史大辞典』「市神」の項によると、「市神は町や村の境界標識として認識されていることが多く、市場と俗界とを区切る役割も果たしており、交易は市場の神の支配する空間で行われる行為と認識されていたと推測される。」⁴とされる。

『日本民俗宗教辞典』「市神」の項によれば、「市は街道などの交易路が交差する場所や郡境などの曖昧地に立つことが多いことから、市神は商取引の争いや公正さを見届け、土地の区画を管理する性格を有していたと同時に生産の神でもあった。」⁵とされる。

市神のご神体は、『日本民俗事典』「市神」の項によれば、「無記名の自然石か木の柱が原初的な

ものと考えられ、球形・卵形・砲弾形・六角の石柱に傘石の付随しているもの、木製の六角柱など多様である。陰陽一對の石からなるものなども注意すべきである。」⁶とされる。

II-2 市（いち）とは

『郷土史大辞典』「市」の項によると、「商品の交換や売買の行われる場所、市庭ともいう。市の語源については市神をまつる『斎』の転化とする説や、境界を意味する『チ』の派生語とする説などがある。（中略）市の機能は、本来生業を異にした人々がそれぞれの生産品を必要に応じて交換する場として存在したことが基本であったが、それはこうした人々の生活圏の境界領域において行われることが多かった。そのため村界や河原・山際などの異界との境界に市神を祀り市を形成したものがほとんどである。また、こうした領域は所有者をもたない『無縁』の地であることが多く、市のもつ特殊性はこうした歴史的背景に基づくものである。」⁷とされる。

『日本民俗大辞典』「市」の項では、「網野善彦によれば、市、特に中世後期の市には、無縁・公界・楽の場として、アジールの性格が見られたという。すなわち、市は、不入権を持ち、地子・諸役が免除され、自由通行権が保証され、平和が維持され、私的隷属や貸借関係からも解放されるような空間であったという。市は一般の空間とは異なる特別の空間であったことを示している。」⁸とされる。

II-3 市と市神との関係

市が立てられる場所（辻）の境界性や聖域性から、「おそらく市神は土地の区画を管理する神というより、このようにあの世とこの世をつなぐ特殊な場所を管理し、その範囲を決定する効力を

1 本稿をまとめるにあたっては、「経営学的フォークロア」研究・市神研究の同志である帝塚山大学経済経営学部准教授 吉村泰志氏との自由闊達な議論のなかで多くの着想を得られた。ここに記して感謝申し上げます。

2 福田・新谷・湯川・神田・中込・渡邊編（1999, 上巻, p.99）

3 大塚民族学会編（1972, p.40）

4 歴史学会編（2005, 上巻, p.85）

5 佐々木・宮田・山折（1998, p.31）

6 大塚民族学会編（1972, p.40）

7 歴史学会編（2005, 上巻, p.84）

8 福田・新谷・湯川・神田・中込・渡邊編（1999, 上巻, p.99）

持っていたのではなからうか。⁹との見方もある。

先に引用した『日本民俗宗教辞典』「市神」の項にある市神が「生産の神」であったということは、市神が「生殖の神」であったという意味でもあるだろう。それは、市が商取引（交換・交易）の場であるだけでなく、古代においては歌垣すなわち男女の交歓の場でもあったこと¹⁰から推測できる。

市が「境界領域」にあり「無縁」の場であるということは、そこには不安定性や不確実性がともない、争いごとが発生しやすい場所であるということでもある。そのような場所での交換あるいは交歓が無事に遂行されるためには、なんらかの力によって市に秩序を形成しなくてはならない。市神は市に秩序をもたらすために、市の守り神として、土地の区画管理の神として、生産の神として、祀られたのであろう。

II-4 市における自生的秩序

市という場所がもともと抱えつつ不安定性や不確実性を排除し秩序づけられるためには、市での交換あるいは交歓における参加者のふるまいが互いに予測可能である必要がある。このような予測可能性は、市への参加者にルールが共有され内面化されていることで達成される。このルールは、明文化されたものである場合もあるが、明文化されない慣習（不文律）であることもある¹¹。

桜井（1996）によると、中世においては、「市には市神が存在し、市祭の日にはその市で商売にたずさわるすべての商人が集まって市神に供物（初穂）を捧げ、これを祝うのが通例であったが、このすぐれて宗教的な行事は、同時に<市祭の主催者を市の支配者とみなす>、<市祭に参加しなかった商人にはその地域での商売をみとめない>

等々の慣習法をも生み落としていった。宗教と経済、そして法の三者が一体不可分の関係を保ちながらひとつのシステムを作りあげていたのである。」¹²とされるような、慣習的ルールによる市の秩序化がみられた。桜井（1996）では、このような「古実」「古法」という不文法によって形成された「中世商人の自生的秩序」（商人内的な秩序）に、十四世紀から十五世紀にかけて証文重視主義をとる公権力的な秩序の論理が浸透していったことが「今堀日吉神社文書」の記述からあきらかにされている¹³。

市を秩序づけるために明文化された成文法の一例外が「市場禁制」である。『国史大辞典』「市場禁制」の項によると、「中世、市場の保護統制のため荘園領主・地頭などが下した市場法あるいは市場掟。その代表的なものは文和二年（一三五三）四月二十五日安芸国沼田荘地頭小早川貞平が沼田市場に下した禁制三ヶ条である。内容は家臣が市場住人と縁組したり、市場に居住すること、市場住人の娘を妻妾にすることを禁止し、市場の検断・雑務を小早川氏の御前で行うことを定めたものである。」¹⁴とされる。小早川氏の市場禁制は十四世紀のものであるが、佐々木（1994）によると、中世とくに十六世紀後半に、市を秩序づけるための成文法として、さまざまな市場法が各地でみられるようになったことがあきらかにされている¹⁵。

II-5 平安京の官営市

古代律令制下において、平城京や平安京の左右京に東西の官営市が立てられた¹⁶。その市立て（市の設置と運営と）に関する規定が『養老令』「関市令」にみられる。『平安時代史事典』「市」の項によると、『養老令』「関市令」の二十か条の規定のうち後半の十か条が市に関する令であり、これ

9 笹本（1993, p.71）

10 勝俣（1986, pp.187-188）を参照した。

11 ハイエク（Hayek, F. A.）の自生的秩序論による。森田（2009）、Fleetwood（1995）を参照されたい。

12 桜井（1996, p.357）

13 桜井（1996, pp.103-132）を参照した。

14 国史大辞典編集委員会編（1979, 第1巻, p.652）

15 佐々木（1994, pp.22-44）を参照した。

16 平安京の東西市の概要については、菅田（1994）を参照した。

らはのちに『延喜東西市司式』の十五か条にまとめ直されている¹⁷。

『養老令』『関市令』の概要は、竹中・川上(1965)によれば、「一、市は、市の司がこれを監督する。二、市の司は、市で売買する商品の品質、価格、度量衡などに干渉し、大蔵省の監督をうける。三、商品は三等にわかち、各等ごとに価格を三等にわけ。四、価格の決定は、時価を標準とし、十日ごとに帳簿に記載する。五、市は、毎日正午にひらき、日没に太鼓を三度鳴らして閉鎖する。六、商品は、市に常設の肆に陳列し、その店頭の商品の名を標記する。七、六衛府の舎人といえども、剣を帯びて市に出入りすることを厳禁する。八、押売、押買を禁ずる。九、市の司は、年ごとに市人の籍帳を作成する。」¹⁸といった内容である。

官営市においても、市という場所が聖俗入りまじった祝祭的な場であることには変わりがなく、『国史大辞典』「市」の項では、平安京において「東西市には人々が群がり集まったので罪人の処刑も行われ、市聖と呼ばれた空也上人ら僧侶の絶好の説教の場所でもあった。」¹⁹とされる。

この平安京の東西市にも市神が祀られた。『日本史大事典』「市神」の項によると、「『金光寺縁起』は七九五年(延暦十四)に藤原冬嗣が東市・西市に宗像大神(市杵島姫・田心姫・湍津姫)を祀ったとする伝承を伝えるが、一二四七年(宝治元)ころ、西市に市姫社が存在したことが『経俊卿記』にもみえる。」²⁰とされる。

『経俊卿記』は、『吉黄記』あるいは『坊治記』ともよばれる正二位中納言藤原経俊(吉田経俊)の日記である。宝治元(1247)年十一月廿八日の日記には「姫宮御五十儀事(奉行)」とあり、そのなかに姫宮(綜子内親王)の五十日祝(いかのいわい)でもちいる市餅(いちのもちい)のた

め、使者が西市に向かい市姫社前でお祝いを申し上げたとの記述がみられる²¹。市餅とは、『平安時代史事典』「市餅」の項によると、「朝廷や貴族の家では、子供が生まれて五〇日目になると使者を市にやり、市姫社で市餅を買って祈禱を受けていた。」²²とされるものである。

佐々木(2014)によると、「九世紀前半には東市の繁栄、西市の衰退という現象が生じていたらしい」²³とされ、『新編 日本史辞典』「市」の項によると、西市の衰退は早かったが東市は鎌倉期まで存続し、「平安末から鎌倉期、商業の中心は三条町・四条町・七条町などの町通りの店舗商業を中心とするようになり」²⁴、官営市は衰退したとされる。『国史大辞典』「市」の項では、「平安京の東西両市のうち西市は早くからすたれ、東市だけが繁盛したが、平安時代末期には三条から七条にかけての賀茂川沿いの町筋に新しい店舗が並び、いわゆる町座商業が起って東市も衰えた。」²⁵とされる。その後、東市の市神は、天正十九(1591)年に豊臣秀吉によって移転され、河原町五条にある市比賣神社として現存している²⁶。

『日本史大事典』「市」の項によると、「平安京の東西市は、鎌倉期に入ると西市が消滅し、東市のみが残存、皇子女の五十日祝の祝餅などが買われている。」²⁷とされるが、『平安時代史事典』「西市」の項では、「鎌倉前期までは、西市の名が記録には散見するので、形式的には存在したと思われる。」²⁸とされる。

柴(1926)には、『定家卿記』・『山槐記』・『廣義門院御産記』において、東西市と市餅とについての記述があることが示されている。『定家卿記』では康平五(1062)年十一月二日に東市で五十日

21 藤原著・宮内庁書陵部編(1970, pp.89-94)を参照した。

22 角田監修・(財)古代学協会・古代学研究所編(1994, 本編 上巻, p.154)

23 佐々木(2014, p.97)

24 京大日本史辞典編纂会編(1990, p.57)

25 国史大辞典編纂委員会編(1979, 第1巻, p.620)

26 市比賣神社ホームページ(<https://www.ichihime.net>)内「ご由緒」を参照した(2022年9月21日閲覧)。

27 下中編(1992, 第1巻, p.472)

28 角田監修・(財)古代学協会・古代学研究所編(1994, 本編 下巻, p.1846)

17 角田監修・(財)古代学協会・古代学研究所編(1994, 本編 上巻, p.143)を参照した。

18 竹中・川上(1965, p.8)

19 国史大辞典編纂委員会編(1979, 第1巻, p.620)

20 下中編(1992, 第1巻, p.478)

祝の市餅を買ったことが、『山槐記』では治承三(1179)年正月六日に東市で五十日祝の市餅を買ったことと同年二月廿二日に百日祝の市餅を本来は西市で買う日であるがすでに西市がなくなっていたことから東市で準備して西市で受け取ったこととが、『廣義門院御産記』では延慶四(1311)年四月十四日に東市で市餅を買ったことが記述されている²⁹。

先に取り上げた『経俊卿記』宝治元(1247)年十一月廿八日の日記にある西市も、「上十五日東市、下十五日西市也」³⁰と『延喜東西市司式』における開市日の規定にしたがった記述が形式的のみられるものの、実際には市として機能していなかったのではないだろうか。

II-6 中世の市

南北朝後期から室町初期の作と推定される『庭訓往来』の「四月状」(とくに往状)からは、中世における市の様子が推測できる³¹。

高橋・高橋編著(2014)の現代語訳によると、「市場を設置するには、辻子・小路を造り、見世棚を構えさせ、絹布の類や、進物用の果実を売りやすいように取り計らいなさい。この市場に住まわせる人々は、鍛冶師・鋳物師・巧匠(棟梁)・番匠・木道、ならびに金銀銅の細工・紺搔・染殿・綾織・蚕養・伯楽・牧士・炭焼・樵夫・檜物師・轆轤師・塗師・蒔絵師・唐紙師・紙漉・笠張・蓑売・廻船人・水手・掛取・漁客・海人・朱砂・白粉焼・櫛引・烏帽子折・商人・沽酒・酢造・弓矢の細工・深草の土器作・葺師・壁塗・獵師・狩人・猿楽・田楽・獅子舞・傀儡子・琵琶法師・県御子・傾城・白拍子・遊女・夜発の類、ならびに医師・陰陽師・仏師・摺師・縫物師・武芸・相撲の類、あるいは禪宗と律宗の僧侶・聖道(天台・真言の両宗を中

心とする自力門)と浄土の碩学・顕教と密教の修学僧・修験道の行者・加持祈祷の貴僧・智者・上人・紀伝道や神仙道を学ぶ儒者・明法道や明経道を学ぶ学者・詩歌の宗匠・管弦の上手・引声や短声を唱える声明師・一念や多念を守る名僧・検断(刑事事件)や所務(民事訴訟)を処理する沙汰人・清書や草案を扱う手書・真名や仮名を書く能書・梵字や漢字を書く達者・才があり口がうまい者・言葉巧みで物知りな人・冠給や仲人(仲買人)、これらの人々がもっとも大切です。取り柄のある人々を招き寄せ、公私の役に召し抱えるとよいでしょう。」³²とされる。

男女が交歓する歌垣の場でもあった古代の市と同様に、中世においても市は単なる商取引(交換・交易)の場ではなく、聖俗が入りまじり、民衆の活力がみなぎる祝祭的なハレの場であり交歓の場であったことがわかる。

桜井(1992)によると、「市立ては①地鎮祭、②市神の勧請、③商人の誘致(触れ・制札)、④見世棚の仮設、⑤市祭(狭義の市立て)、というおよそ五つの手続きからなりたっていたと考えられるが、このうち①～③が興行者、④が商人、そして⑤が両者のおこなわれているように、市立ては終始興行者のラブコールに商人が応じるかたちで進行したといえる。その結果、市においては商人が興行者にたいして相対的に優位な立場を確保し、しばしば興行者の下地権に対抗しうる強力な地上権(市座)を獲得するにいたるが、逆に興行者は市の平和を維持するための不断の努力を強いられることになる。」³³とされる。興行者となるのは、おもに下地領有者(地頭・預所・寺社などの領有層)であり、村や町などの共同体、勧進聖、博労のような商人がなることもある³⁴。

市立てにあたり一定の手順や作法をまもって市神をまつることによって、興行者と商人と客と、

29 柴(1926, p.8)を参照した。

30 藤原著・宮内庁書陵部編(1970, p.91)

31 石川校注(1973)、山田・入矢・早苗校注(1996)、高橋・高橋編著(2014)を参照した。

32 高橋・高橋編著(2014, pp.404-405)

33 桜井(1992, p.251)

34 桜井(1992, pp.238-239)を参照した。

さらには『庭訓往来』で挙げられた多様な人びともふくめた、市という社会システムへのすべての参加者のあいだに信頼関係が築かれ、相互のふるまいの予測可能性が高まり、市を秩序づけようとする力が作用したのであろう。

II-7 市における断絶と結合と

勝俣（1986）では、古代から中世にかけての市場は、神仏の加護のもと、市場外のあらゆる所有関係から物も人も解放させ交換可能なものになる場所であったことがあきらかにされている³⁵。市場での取引は、神仏を仲介とした交換や売買であるとの観念が共有されていたようである。

吉村（2019）では、「市神を俗にいうところの縁切りと縁結びの神ではなかったかと考えている。」³⁶として、市神が市において所有関係の断絶と結合とを担う役割があったと推測する。

笹本（1993）では、「物の売買は、売買される対象物の所有権の移動を意味するが、このためには旧所有者の所有権を消滅させ、新たな持ち主の所有権をつくり出さねばならない。それ故に商行為は一般の日常行動あるいは日常の所有観念と異なった特殊な行為だったので、日常の場とは違う特別な場所を必要としたのではあるまいか。その点では既述のように本来霊や神の支配する所であって、一般の人間の力の及ぶことのできない特殊な場なので、商行為という特別なことをするのにも適していた。」³⁷とされ、市神と塞の神・道祖神・辻神とのあいだには祀られ方に共通性があるともされる³⁸。

吉村（2019）では、春日＝ルーマン理論（春日淳一によるルーマン理論の理解）をもちいて、塞神としての市神が「取引の自己準拠的再生産を阻む不確実性」³⁹を塞ぐことで、市の秩序を守った

とされる。

春日＝ルーマン理論では、経済システムについて、貨幣という固有のメディアによって取引というコミュニケーションが自己再生産される（支払いが支払いを生む）自己準拠的システム（オートポイエティック・システム）であると考えられている⁴⁰。貨幣メディアが十分に発達し一般化（中立化）していれば、経済システムは、全体社会の部分システムとして完全分化しているといえる⁴¹。

吉村（2019）では、「古代や中世、近世の市では、貨幣というコミュニケーション・メディアが完全に発達し分化しきっておらず、たえず他の部分システムの不確実性の流入に晒されていただろう。（中略）塞神としての市神は、このシステムの作動を邪魔する余分な外部不確実性を塞ぎ、未熟な貨幣・未熟な経済システムを守っていたのではないか。具体的には、支払い理由以外で市に入ろうとするマレビトを塞いでいたのではないか。」⁴²とされる。

II-8 市（いち）から市場（しじょう）へ

「市が秩序づけられる」とは、具体的には、そこでの価格決定と取引とが公正におこなわれることを意味する。

桜井（1992）では、「市神や市祭も人々の経済的興奮を駆りたてただけでなく、商人たちの間に連帯と信用を構築し、取引の場を形成する—さらには『和市』＝市場価格を監視する—役割をもはたしていたとみられる。つまり、経済という言葉からもっとも縁遠くみえる市神でさえ経済システムのなかになんかしっかりと自分の居場所をもっていたのである。市神がその席を退くとき、かわってそこを占めるのはさしづめ暴力をそなえた生身の支配者か、さもなくば近代的な市場原理であろうが、

35 勝俣（1986, pp.183-196）を参照した。

36 吉村（2019, p.47）

37 笹本（1993, p.33）

38 笹本（1993, p.29）を参照した。

39 吉村（2019, p.58）

40 春日（1996, pp.9-10）を参照した。

41 春日（1996, p.34）を参照した。

42 吉村（2019, p.58）

それは同時に小論が対象としてきた市の体系そのものの終焉のときでもあろう。」⁴³とされる。

「近代的な市場原理」とは、具体的には、近代経済学の理論モデルで想定されている市場（しじょう）すなわち完全競争市場の原理であろう。完全競争市場の原理とは、「第1に生産要素の移動を妨げる要因が存在しないこと、第2に、参入（entry）および退出（exit）の自由があること、第3に需要側にも供給側にも競争を妨げる要因がないこと、第4に、売手も買手も単独に価格を左右することができず、価格を与えられたものとして、すなわちプライス・テーカーとして行動しなければならないこと、第5に、経済主体は市場に関して完全な情報が得られること」⁴⁴である。

「近代的な市場原理」は、効率的な資源配分（経済合理性）を達成するために、人や物を極限にまで抽象化し固有のコンテクスト（関係性）から解放する。これは、ある意味においては「無縁」のシステムであるともいえるだろう。現代では、市神にかかわって「近代的な市場原理」という「無縁」のシステムが市場における公正な価格決定と取引とを秩序づけようとしている。

II-9 辻と市と市場と

黒川（1989）によれば、「西欧の都市と違って、東洋の都市には、人々が集まる公共の『場』としての広場はなかった。東洋の都市で広場の役割を果たしたものは『道』である。」⁴⁵、「祭りはこの『道』を練り歩き、『市』の場所もこの『道』沿いに開かれ、盆には寺町沿いの『道』がにぎわった。」⁴⁶とされる。

笹本（1993）では、このような「道」すなわち「辻」について、「古代においては辻の場所が霊や神の集まる所、霊の支配する地域と考えられ、集まっ

た諸霊や諸神を鎮め祀ることがなされていた。』、「中世になると霊や神を鎮めたり救済したりすること、あるいは神の来訪を劇化したところから出発した芸能が辻で行われるようになり、また商業も盛んになって、辻を生活の舞台とする人が増加し、古代には恐れの対象であった辻に人間が進出するようになっていった。』、近世には「辻の場所は村の共有の広場へと変わって、古来日本人が辻という場所にいただき続けてきた特殊な意識はほとんどなくなった。」とされる⁴⁷。

辻の支配者が、古代は霊や神であり、中世には人間となり、近世には村（共同体）へと変遷し、そのなかで辻から神秘性が徐々に失われていったことが理解できる。そして現代においては、笹本（1993）によれば、「ふと目を転じると、失なわれつつある共同の広場を再度よみがえらせようとするかのように、新たな広場が各地につくられている。しかしややもすればこうした広場は地域の住民の要請が成果をあげてできたというよりも、行政サイドで設けられ、その後の管理も地域全体で行っていることは少ない。このような状況の中で、我々は今改めて辻とはどのような場であるべきかを考える時期に来ているのではないだろうか。」⁴⁸とされる。

この指摘は、「市を秩序づける」という市神の役割を現代においては「近代的な市場原理」が担っているという本稿の指摘と背景が一致する。市場に限らず近代的な社会システムのモデルは、その構成要素がコンテクスト（関係性）から解放されて抽象化される前提で構築されている。現代においては、辻も市もコンテクスト（関係性）から解放されて、特別な意味づけをほとんどもたない場所となった。特別な意味づけをもたない場所に対して、人びとが「特殊な意識」を抱くとは考えにくい。「辻とはどのような場であるべきかを考える」ことは、

43 桜井（1992, p.263）

44 千種（1993, p.122）

45 黒川（1989, p.127）

46 黒川（1989, p.131）

47 笹本（1993, p.43）

48 笹本（1993, p.44）

われわれが「共同体」や「公共」といった社会システムのあり方を考えるきっかけとなるだろう。

II -10 市神の衰退

市から「無縁」の場としての性格が失われていくにしたがって、市神は市を秩序づける役割を失っていったとみられる。市という場所から神秘性の側面が後退し、経済合理性の側面が顕出してきたのである。

『日本民俗事典』「市神」の項によれば、現代の市神は、「その神体や信仰の消滅は急速であるが、今日東北・北陸・信州・九州南部に比較的残存度が濃い。今日みられる市神の所在は、神社・公園の片隅、屋敷の一隅に追いやられているものが多い。」⁴⁹とされる。

北見（1970）では、市神としてエビスや大黒が多く祀られるようになったのは、「市のもつ宗教的要素よりも、商業的利益追求に重点がおかれるようになった時代からのものであろう」⁵⁰とされる。

加藤（2000）では、「近世の町場でのエビス神祭祀は、すでに市神としての性格から商売繁盛の祈願対象に変化している」、「中世のエビス神は市立ての時などに市場の守護神として祀られていたが、集落で市が開催される近世の在町におけるエビス神は、市でその祭祀が行われる場合でもその集落の商業的繁栄を祈願する祭祀対象としての性格が強い。すなわちエビス神の祭祀は、市に関わる複数の集団を結びつける市神祭から、個別共同体の共同祭祀の場であるいわゆるエビス講に変化することで、地域の共同体に定着していったと考えられるのである。」とされる⁵¹。

市が「無縁」の場（アジュール）であったのは中世までのことであり、近世以降の市は幕府や大名あるいは有力寺社による支配や管理がおよぶ場所になっていった。市神の性格は、中世から近世にか

けて、市という「無縁」の場を秩序づける守り神から、地域共同体における商売繁盛の神（氏神）へと変化していった（それにともないエビスや大黒が市神として祀られることが多くなった）とみられる。

II -11 市神の転態

吉村（2019）では、「市神は退行ないし消滅したのではなく、ある種の歴史的必然をもって発展的に昇華ないし転態した」⁵²として「市神の転態」を提示し、「貨幣（銭＝金属貨幣）が市神に代わり、市（取引の場）において断絶と結合の機能を担うにいたったと考える。」⁵³として、「市神の転態」の果てに「貨幣」を見出している。

「転態」は、われわれの研究⁵⁴が依拠する方法論である「批判的实在論」の重要概念である。批判的实在論（critical realism）とは、イギリスの哲学者であるロイ・バスカー（Bhaskar, R.）によって提唱された、とくに社会科学における研究方法論である。批判的实在論では、社会システムは社会構造と人間の社会活動との相互作用によって存立し、そのあり方を常に変化（転態：transformation）させていく実在的存在であるととらえ、社会システムの説明理論として「社会活動の転態モデル」（transformational model of social activity）が提示される⁵⁵。

批判的实在論の存在論では、科学的知識の対象となる実在的世界は階層的な存在であり、われわれが経験的に知覚できないものがありえる。経験的には知覚できない実在的世界の深層（depth）に接近するために、批判的实在論ではメタファー（隠喩）やアナロジー（類推）をもちいた仮説的推論であるアブダクション（abduction）が採用される。アブダクションという推論方法は、日本

52 吉村（2019, p.43）

53 吉村（2019, p.51）

54 水谷・吉村（2018）、吉村（2019）を参照されたい。

55 バスカーの批判的实在論や社会活動の転態モデルについては、Bhaskar（1975）、Bhaskar（1979）、Danermark et al.（2002）を参照した。水谷（2020）にも詳しい。

49 大塚民族学会編（1972, p.40）

50 北見（1970, p.112）

51 加藤（2000, pp.29-30）

的思考によれば「見立て」という方法である。

批判的実在論では、社会的影響力をもち人びとのふるまいに変化をもたらすものはすべて実在の存在（社会的実在）となり、社会科学の研究対象になりうる。その意味においては、妖怪であれツチノコであれ、それらが実際にいるのかいないのかという問題とは別に、社会的影響力をもつ実在の存在（社会的実在）であれば社会科学の研究対象である。

われわれの研究対象である市神についても、人びとの信仰の対象として社会的に実在してきた存在である。市神という社会的実在の影響力や社会的機能のあり方の変化が「市神の転態」である。本稿では、市を秩序づける守り神としての市神は、現代においては「近代的な社会システム」とりわけ「近代的な市場原理」へと転態していき、祭祀の伝統のみが分離継承されていると見立てている。

II -12 市の転態

市神だけではなく、市もまた転態している。笹本（1993）では、本来は場所の境界性や聖域性によって立てられてきたはずの市に、戦国大名の武田氏が権力をもって介入し、政治的な意図で市を開設したことを例にあげ、「このようなことは、単に武田氏の政治的意図のみによってなされるというわけにはいかない。つまり、このように市を何処に立ててもよいのだという意識を、民衆の側も受け入れなければ、戦国大名が市を開設しても効果がないからである。支配者の側がいかにか革新的なことを意図しようとも、その受け皿になる民衆の意識が対応できるようになっていなくては、こうした政策は可能にならないはずである。ということは、武田氏にこのような考え方が出てくるのは、歴史全体のなかの一つの潮流に乗ったものであり、民衆もそうした意識を持つに至っていたといえよう。」⁵⁶とされる。

近世以降の市が市神にかわる新たな守護者に

なった統治者（幕府や大名、有力寺社など）の都合によって立てられるものになっていったということは、市という社会システムがそれまで社会において共有されてきたあり方を、市とその参加者（統治者・民衆）との相互作用によって変化（転態）させていったということの意味している。

III 桑名の歴史と市と市神と

III -1 桑名の地理的条件

桑名の郷土史家によると、「桑名は伊勢湾の奥にあり、木曾・長良・揖斐の三大川が伊勢湾にそそぐ河口に位置する。さらに鈴鹿山脈を越えて近江を経て京都に近い場所でもある。このような地理的条件により、桑名は水運・陸運の要所として発展を遂げてきた。」⁵⁷とされるように、桑名は歴史上、水路・陸路ともに東西を結ぶ交通・交易の要衝であった。

III -2 古代の桑名

古代においては、現在よりも伊勢湾の海岸線が内陸に進出していたことが知られる。『古事記』（712年）や『日本書紀』（720年）においてヤマトタケルが東征にあたって桑名から尾張へ渡ったとされる尾津浜（あるいは尾津前）は、現在の桑名市多度町戸津あたりにあったと推定される⁵⁸。『日本後紀』（840年）には、森田訳（2007）の現代語訳によると、「いま、東海道は桑名郡の榎撫駅（三重県桑名市）から尾張国へ至っていますが、ここはもっぱら水路となっていて、伝馬を置いてはあるものの利用されず、民に負担をなすばかりです。」⁵⁹とある。榎撫駅も現在の桑名市多度町戸津あたりにあったと推定される⁶⁰。古くからここに桑名と尾張とのあいだの水路があったことを示

57 西羽（2006, p.28）

58 山口・神野志校注・訳（1997, pp.232-233）、小島・直木・西宮・蔵中・毛利校注・訳（1994, p.383）を参照した。

59 森田訳（2007, p.270）

60 藤本（1989, pp.114-116）を参照した。

56 笹本（1993, p.87）

している。

壬申の乱（672年）において、大海人皇子（のちの天武天皇）が鸕野讃良皇女（のちの持統天皇）らとともに、吉野を出たのち鈴鹿を経て、桑名（「桑名郡家」）に駐留し、美濃国不破に進んだという陸路の記録が『日本書紀』にある⁶¹。

聖武天皇は、天平十二（740）年に壬申の乱における大海人皇子の道程を辿って行幸し、鈴鹿を経て桑名（「石占頓宮」）に滞在したのち美濃国不破へと進んだとの記録が『続日本紀』（797年）などにみられる⁶²。

「桑名郡家」や「石占頓宮」のあった場所は、ともに不明である。遺跡の分布⁶³をみると、おおよそ現在の養老鉄道養老線に沿ったあたりに古代の水陸・陸路の交通拠点があり、交易もさかんにおこなわれていたと推測される。「桑名郡家」や「石占頓宮」も、おそらく、この分布上にあったのだろう。倉本（2007）では、「桑名郡家」を桑名市大字蠣塚新田にある縣神社あたりにあったと推定している⁶⁴。山中（2012）は、桑名市多度町柚井（戸津のすぐ北）の「柚井遺跡」のあたりに「榎撫駅」や「石占頓宮」があった可能性を示している⁶⁵。

Ⅲ-3 中世の桑名

中世には、木曾川・長良川・揖斐川の三大川（木曾三川）のほか大山田川や員弁川（下流では町屋川とも呼ばれる）が運んだ土砂の堆積が進み、下流に洲が形成され陸地が広がっていった。網野（1996）によると、鎌倉中期には陸化が徐々に進んでいたとされる⁶⁶。享和二（1802）年に完成した『久波奈名所圖會』（義道著・工藤麟溪挿画）の「益田庄桑名三崎天正元龜以前之圖」によると、中世の桑名には3つの洲が形成されていたことが示さ

れている⁶⁷。自凝洲崎（おのころすぎき）、加良洲崎（からすぎき）、泡洲崎（あわすぎき）の3つである。これらの3つの洲は、近世の桑名の城下町や現在の桑名の中心市街地にあたる。

『久波奈名所圖會』の著者でもある義道（桑名市伝馬町長円寺十一代僧 魯縞庵義道）の著書で寛政十（1798）年に完成した『桑府名勝志』によると、「袖野山見聞記云或人ニ桑名ノ昔ヲ伝聞ニ古ヘ桑名ノ地境西方東方ト別レシ其中ニモ西方ハ地高シテ諸民住居シテ往還海道ナリ東方ハ其頃迄ハ未タ洲崎渺茫トシテ民家甚稀ナリ今ニ於テ船着明神アリ然レハ洲崎タルコト疑ナシ其昔洲崎三ツニ分レタリ北ヲ自凝洲崎トイ南ヲ泡洲崎ト云其中間ヲ烏洲崎ト云纔ニ農漁ノ住居ナリシニイツシカ諸民繁昌シテカノ三ノ洲崎モ名残ルノミニシテ桑名三ヶ村トイヘル頃ニナリヌ又夫ヨリ此所旅着岸ノ便ヨリ諸方往還ノ津トナリテ民家甚タ繁昌セリトナリ」⁶⁸とされる。「袖野山見聞記」は、桑名市清水町にある浄土寺（山号「袖野山」）に伝わる記録である⁶⁹。「船着明神」は、桑名市東方にある尾野神社（別名：船着大明神）のことであり、このあたりで町屋川と西別所川とが合流し、往来する船の碇泊所であったとされる⁷⁰。

室町後期の連歌師である宗長が残した紀行文『宗長手記』における大永六（1526）年の記録には、「桑名までは河水三里計、舞うたひ、笛・つゞみ・大こ、舟ばたをたゝき、さゝずしてながれわたりし也。桑名よりむかへの舟、うたひのゝしり、さしあわせ、こぎちがへ、送迎の舟ひとつになりて、心もとなくぞをり待し。」といった尾張国津島から桑名へと渡る水路のにぎやかな様子と、「飛ほたるもゝ舟のとまる芦火かな」、「此津南北、美濃・尾張の河ひとつ落ちて、みなとのひろさ五・六町、寺々家々数千間、きこゆる西湖ともいふべし。

61 小島・直木・西宮・藏中・毛利校注・訳（1998, pp.307-326）を参照した。

62 皇學館大学史料編纂所編（2005, pp.428-430）を参照した。

63 「桑名市埋蔵文化財 包蔵地情報地図」（<http://bunka.city.kuwana.mie.jp/html/gis/>）を参照した（2022年9月21日閲覧）。

64 倉本（2007, pp.70-71）を参照した。

65 山中（2012, pp.9-12）を参照した。

66 網野（1996, p.185）を参照した。

67 久波奈古典籍刊行会編（1977, 上巻, pp.16-17）を参照した。

68 義道（1798, pdf 20/210）

69 近藤・平岡編（1987a, p.552）を参照した。

70 近藤・平岡編（1987a, p.51）を参照した。

数千艘はしの下ひろく、旅泊の火、星か河べのなど、古ごともしながらにぞ見へわたる。」といった水上からみえる桑名の町の景色とを詩的な表現で描いている⁷¹。

中世の桑名は、河口部に陸地が広がることで、そこに町（「桑名三ヶ村」）が形成され、水陸交通・交易の要衝としてますます栄えていった。

『久波奈名所圖會』に「益田庄桑名三崎天正元亀以前之圖」とあるように、中世の桑名は近衛家領益田荘に含まれた。網野（1996）によると、「益田荘の荘域は、町屋川の左岸、現在の桑名を中心に、北は今島にいたる沿海の地だったと思われ、田畠だけでなく、『綱蔵』—網場であろう—三ヶ所を含む、海民の根拠地であった。」⁷²とされる。今島とは、多度町大鳥居と接する揖斐川沿いの地域である。永享十二（1440）年卯月十三日の記録（『熊野那智大社文書』第五巻「潮崎萬良文書」七「旦那賣券」）には、「いせ國くわなの郡ます田之荘まちやの村并くわなの村三ヶ村」⁷³との記述がみられる。益田荘のうち「桑名三ヶ村」は、奥野（1942）によると、詳細は不明ながら、文明五（1473）年から文明九（1477）年のあいだには禁裏御料所となり蠣を献納したと推定され、「牡蠣を進納したことは御湯殿上日記等にも見え、年額十籠を定額としたやうである。」とされる⁷⁴。「證如上人日記（天文日記）」の天文十一（1542）年十一月二日条に「禁裏御料所桑名事」⁷⁵とあることから、少なくとも、このころにも禁裏御料所であったことがわかる。

中世の桑名は、神宮（伊勢神宮）とも深い関係があった。寛正四（1463）年の「内宮解」（「氏經卿引付」四—一〇二）には、桑名の願太郎左衛門に預けてあった内宮造営のための資金五十貫文を

焼失したとの記録がある⁷⁶。豊田（1952a）によると、桑名の願太郎左衛門とは、神宮の貢納米を引き受けていた問（物流業者）であったと推定される⁷⁷。永正八（1511）年五月三日の書状「内宮一禰宜荒木田守則書状」（「守則長官引付」六十）には、「神用廻船、其外御遷宮時ハ御材木等、悉皆自彼所着岸事候」⁷⁸とあり、遷宮の御用材は桑名を中継港として輸送されていたことがわかる。永禄六（1563）年の外宮遷宮の記録である『永禄記』には、弘治四（1558）年四月十四日に「桑名御材木百餘本着岸」⁷⁹とある。外宮遷宮の御用材の供給地（御杣山）に定められていた美濃国で切り出された材木は、桑名までは木曾川の水運が利用され、その後は桑名から神宮の外港である大湊まで伊勢湾の水運が利用されたとみられる⁸⁰。

中世における桑名と神宮との関係においては、桑名の水運業者とみられる人物の名前や屋号も記録に残されている。明応八（1499）年正月の「内宮庁宣」（「明応永正宮務記」二一）に「桑名岡宮船富丸」⁸¹、文亀二（1502）年二月の「内宮庁宣」（「明応三年引付」三二）に「桑名岡宮船」、「岡宮弥五郎船也」との記述がみられ⁸²、桑名の水運業者（岡宮弥五郎）と神宮とのあいだに取引関係があったことが示されている⁸³。千枝（2007）によると、内宮長官荒木田守武の『私日記』⁸⁴の天文年間（1532～55年）の記録からは、星野与三左衛門・星野弥三郎・星野弥四郎といった桑名の水運業者とみられる人物とのあいだに私的な取引関係があったことがわかる⁸⁵。伊藤（2007）によれば、永禄八（1565）年から天正元（1573）年にかけて、大湊において「くわなや」（桑名屋）の屋号で舟

76 三重県編（1997, p.403）を参照した。

77 豊田（1952a, p.81）を参照した。

78 三重県編（1997, p.880）

79 神宮司廳編（1932, p.292）

80 伊藤（2014, p.19）、伊藤（2007, p.289）を参照した。

81 三重県編（1997, p.846）

82 三重県編（1997, p.837）

83 伊藤（2014, p.19）、伊藤（2007, p.289）を参照した。

84 稲本（1995a）を参照した。

85 千枝（2007, p.104）を参照した。

71 島津校注（1975, pp.85-86）を参照した。

72 網野（1996, p.181）

73 永嶋・小田校訂（1977, p.5）

74 奥野（1942, p.118）を参照した。

75 上松（1930, p.430）

宿を営む一族と推測される複数の人物（甚太郎・甚七郎・又四郎）の記録があることがあきらかにされている⁸⁶。

中世の桑名には、伊勢湾から関東へとつながる水運もみられた。応永二十九（1422）年の「美濃國守護土岐持益遵行状」（「円覺寺文書」三三六）によると、鎌倉の円覺寺正統院造営のための材木が美濃から川運で運ばれたことが記録されており⁸⁷、応永三十（1423）年の「一色義範書状」（「円覺寺文書」三三九）では、「足利義持、園覺寺正續院造営料ノ材木ヲ伊勢國桑名ヨリ海路鎌倉ニ運ブコトヲ命ズ」、「円覺寺正續院造営木材事、當國」桑名より海上を被下候」とあることから⁸⁸、このころには美濃国から切り出された材木が桑名を経由して伊勢湾から太平洋沿岸へ、そして鎌倉（関東）にまで輸送されていたことがわかる。小島（1985）や稲本（1995b）によれば、桑名・大湊・関東を結ぶ水運ネットワークの存在が示唆されている⁸⁹。

中世の桑名では、木曾三川や伊勢湾を利用した水運交易のほか、近江・北陸道へと向かう陸運交易も活発であった。伊藤（2007）によれば、中世後期の桑名について、①木曾三川の河口部として、その地域の物資を集約する在所という機能、②近江・北陸道ルートの一帰結点としての機能、③山田・大湊といった伊勢湾沿岸地域の中核地と接続しているという機能が指摘されている⁹⁰。

中世後期には、桑名から八風峠道や千種峠道を通して鈴鹿山脈を越えて近江さらには京都あるいは若狭へと至る陸路は、近江の商人団の交易ルートになっていた。『国史大辞典』「近江商人」の項によると、「多数の商人が隊伍を組んで、いわゆるキャラバンを組織して行った。商品の運搬には多数の足子（あしこ）や駄馬を使い、護衛をつけた

物々しいものであった。」⁹¹とされる。連歌師の宗長も、桑名を訪れた後に梅戸（現在のいなべ市大安町梅戸）を経て八風峠道を通して近江国に入っているが、「老のあしーあしもすゝまず」、「老のこしかき二・三十人梅戸よりやとひよびて」という、かなり厳しい峠道であったことが記されている⁹²。

「今堀日吉神社文書」に残された「紙荷相論」に関する一連の記録からは、中世後期の桑名が諸国の物資や商人が往来する陸運交易の拠点であり、諸国の商人に取引の自由をみとめる「十楽の津」を自負する商業的な自由都市であったことがわかる。

「紙荷相論」とは、永禄元（1558）年にはじまる、桑名における美濃産の紙の取引をめぐる、ともに近江の商人団である保内商人と枝村商人とのあいだでおこった訴訟であり、保内商人が今堀日吉神社の社庫に残した「今堀日吉神社文書」に記録が残っている⁹³。

当時、保内商人は、比叡山延暦寺を本所とし、六角氏の家臣と被官関係をむすび、公用銭を六角氏家臣の後藤氏に納めるなどし、近江国の守護である六角氏や比叡山延暦寺の保護下にあったため⁹⁴、八風峠道や千種峠道における交易路の通行、「あさのを・紙・木わた・土の物・塩・一切のわけ物・あふら草・若め・一切鳥の類・のりの類・あらめ・一切魚の類・伊勢布」（「今堀日吉神社文書」一四〇）⁹⁵といった物資の運搬取引について、権利を独占することを許されていた⁹⁶。保内商人に従属し商品の運搬などを担う足子が桑名にも2名（助九郎、与六）いたとの記録がある（「今堀日吉神社文書」六七）⁹⁷。保内商人は、その権益が枝村商人によって侵されたたと六角氏に訴えた。枝

91 国史大辞典編集委員会編（1980、第2巻、p.476）

92 鳥津校注（1975、p.86）を参照した。

93 「紙荷相論」は、原田（1985）が詳細に分析している。

94 畑中・井戸・林・中井・藤田・池田（1997、p.120）、鈴木（1994、P.46）を参照した。

95 仲村編（1981、pp.115-116）

96 近江の商人団の流通システムについては、藤田（1992）を参照した。

97 脇田（1969、p.545）、仲村編（1981、p.87）を参照した。

86 伊藤（2007、p.289、p.225）を参照した。

87 鎌倉市史編集委員会編（1967、p.341）を参照した。

88 鎌倉市史編集委員会編（1967、p.343）

89 小島（1985、p.214、pp.216-218）、稲本（1995b、pp.50-51）を参照した。

90 伊藤（2007、p.290）を参照した。

村商人は、保内商人の訴えが不当であると反論し訴訟合戦（相論）となった。

この相論のなかで、枝村商人の主張の正当性の根拠として提出された文書のなかに桑名衆四名（丹羽定満・丹羽定全・水谷常信・枝木時朝）による連署書状があった。そのなかに「此津者諸國商人罷越、何之商買をも仕事候、殊昔より十楽之津二候へ者、保内より我かまゝ、など、申儀もおかしき申事候」（「今堀日吉神社文書」一八七）⁹⁸とあり、これが当時の桑名が「十楽の津」であったとする根拠となっている。この相論自体は、永禄三（1560）年九月、六角氏奉行人（布施淡路守公雄）によって裁定され⁹⁹、六角氏との関係を背景にもつ保内商人側の主張が認められ、枝村商人の主張は退けられる形で終結する¹⁰⁰。

網野（1996）は、中世後期の桑名を「十楽の津」として「無縁」の原理が作用する「公界」ととらえており、「堺・博多・大湊・山田等々、こうした自由都市を構成する人々は、『老若』という年齢階梯的な原理に基づく組織をもっていたが、桑名も同様であったことは『宗長日記』によって明らか¹⁰¹とされる。網野（1996）がその根拠として挙げる『宗長日記』の記述は、大永七（1527）年三月廿六日の「桑名衆老若、船にて雨後河水をさしのぼせ、数盃の中、津嶋より又むかひの舟に乗うつり、をくりの船もしばし川上にうかべてさしやらず。見をくり見かへりてぞへだゝりぬる。」¹⁰²という記録である。中世後期の桑名の自治を担う桑名衆（老若）は、後述するように桑名宗社（通称：春日神社）の「宮座」を形成した地侍あるいは商豪の集団であったとみられる¹⁰³。

中世後期の桑名が幕府や大名といった公的権力

の介入を退け、住民自治による商業的な自由都市（十楽の津）を志向したことを示す事例として、永正八（1511）年三月に伊勢国安濃郡を本拠とする長野氏が桑名を侵攻し占領したことに対し、桑名衆は逃散という手段で対抗したことがあげられる。桑名衆の逃散によって伊勢湾内の水運が機能不全となり、神宮への廻船も着岸できなくなったことから、神宮は長野氏に対して仲介斡旋をはかり、永正九（1512）年二月に長野氏は桑名から撤退した¹⁰⁴。天文五（1536）年に、員弁郡の梅戸を本拠とし六角定頼の弟である梅戸高実を嗣子に迎えるなど近江の六角氏と関係を深めていた梅戸氏が桑名に侵攻すると、長野氏は本願寺の顕如に対し自らの桑名支配（知行）の正当性を長島の願証寺が支持するよう書状で求めるなどして対抗し¹⁰⁵、桑名は梅戸氏と長野氏とが分割統治するにいたった。長野氏は、天文七（1538）年に、再び桑名に侵攻したが、梅戸氏との分割統治は維持された¹⁰⁶。天文九（1540）年に、六角氏の北伊勢侵攻があり¹⁰⁷、長野氏は桑名から撤退し、桑名は六角氏の影響下におかれることになった¹⁰⁸。

「紙荷相論」における「桑名ハ既ニ上儀をさへ不致承引、被加御退治津にて候」（「今堀日吉神社文書」二〇四）¹⁰⁹というのは、豊田（1952b）によれば、「これらの事実をさすものであろう」¹¹⁰とされ、岡野（2002）によれば、「長野氏が、桑名の『緩怠』を理由としてこの地に介入しているのは、『上儀』、即ち、幕府の命を受けて、桑名の住民を『退治』していたものと考えられることができるのではな

104 三重県編（1997, p.879, p.887, pp.889-890）にある「守則長官引付」の記録を参照した。

105 「證如上人日記」天文五（1536）年十月十八日条を参照した（上松、1930, p.86）。

106 「證如上人日記」天文七（1538）年十二月十三日条（上松、1930, pp.265-266）、天文八（1539）年三月十日条を参照した（上松、1930, pp.279-280）。

107 「證如上人日記」天文九（1540）年十月二日条（上松、1930, p.353）、同年十月二十八日条を参照した（上松、1930, p.356）。

108 十六世紀前半の桑名を巡る長野氏・梅戸氏・六角氏の動きは、稲本（1995b, p.40）、四日市市編（1995, pp.482-483, pp.557-560）、岡野（2002, p.450）、村井（2011, pp.13-21）を参照した。

109 仲村編（1981, p.140）

110 豊田（1952b, p.396）

98 仲村編（1981, p.131）

99 仲村（1984, pp.464-465）、仲村編（1981, p.133, 「今堀日吉神社文書」一九二）、山本・小和田編（1981, pp.71-72）を参照した。

100 仲村（1984, pp.464-467）、「国史大辞典」[「枝村商人」]の項（国史大辞典編集委員会編、1980, 第2巻, p.281）を参照した。

101 網野（1996, p.193）

102 島津校注（1975, p.123）

103 近藤・平岡編（1987a, pp.87-93）を参照した。

かろうか。」¹¹¹とされる。

『桑府名勝志』には、「桑名旧記ニ云抑桑名三ヶ村我持ノ時ハ…」¹¹²あるいは「鬼島伊織所持聞書云桑名我々持ノ時…」¹¹³というように、中世後期の「桑名三ヶ村」時代について「我持ノ時」や「我々持ノ時」といった表現がみられる。これは、堀田・水谷・堀・土肥編著（1987）によると、「要するに桑名の名主層が自治権をおのれの手に取りめたということであった。十楽の津となったのは、我々持が発展した結果であった。」¹¹⁴とされる。

原田（1985）によると、「十楽の津」としての桑名でみとめられた自由が商業活動の自由（楽市楽座）に限定されるのか、「無縁」の原理が作用する「公界」としての自由（アジュール）までをもみとめるのかについては諸説がある¹¹⁵。中世後期の桑名が、公的な権力ではなく町衆（桑名衆）によって統治された自治都市であったこと、自由な商業活動を認める「十楽の津」を志向していたこと、桑名衆にもその自負があったことは史料からもあきらかであるが、一方で公的権力を背景に独占的な商業活動を行う「座」の存在もみとめられる¹¹⁶。古来「無縁」の場（アジュール）であったはずの市に中世から近世にかけて政治的権力の影響力が徐々に浸透してきたことは、すでに述べた。中世後期の桑名において、町衆による自治や自由な商業活動を志向する気運の高まりと大名や有力寺院などの公的権力による支配の浸透とが併存していたことは、「市の転態」としてあらわれた社会の深層構造の変化を反映するものであろう。

Ⅲ-4 近世の桑名

桑名は、近世においても水陸交通・交易の要衝であり、桑名藩の城下町そして東海道五十三次の

四十二番目の宿場町（桑名宿）として栄えた。近世の桑名の都市構造・都市機能については、藤本（1976）に詳しい¹¹⁷。藤本（1976）によると、「近世の桑名は、11万石の城下町であるとともに、東海道七里の渡の宿場町であり、同時に港町であった。また、米と木材の大集散地をなす市場町でもあって、模式的な複合機能都市であった。ことに城下町建設の全国的なピークであった慶長6年（1601）に町立がなされており、発達史的に典型的な城下町である。」¹¹⁸とされる。この町立とは、桑名藩初代藩主の本多忠勝によってはじめられた大規模な都市整備事業である「慶長の町割り」のことである。

「慶長の町割り」については、船馬町で酒造業を営んでいた桑名衆の太田吉清によって書かれた慶長四（1599）年から慶長二十（1615）年までの記録である「慶長自記」に、その様子が残されている¹¹⁹。慶長六（1601）年九月の記録によると、「町中家蔵こぼち、春日の内に小屋をさし、取はらい、或かいとう堤、堤、筏に組て川に浮め、下々の者は、三崎の畠堤のはら、三味のあたりまで小屋をさして日を送る。資財雑具をはこぼされぬ町にあづけおけば、日々に先くをこぼし、町中一もほされぬ家蔵なければ、道具にも持あつかひ迷惑かる事かぎりなし。」¹²⁰とされるように、もとの住民を追いやって迷惑がられながらも都市整備の大工事が進められたことがわかる。そのほか、「町立に大工はやり候事無限」、「町立に材木はやる事無限」と、都市整備にともなう大工の賃金や材木の価格の高騰も記録されている¹²¹。

「慶長の町割り」によって整備された城下町と

117 藤本（1976, pp.268-287）を参照した。

118 藤本（1976, p.269）

119 「慶長自記」については、堀田校注（1976）を参照した。堀田・水谷・堀・土肥編著（1987, pp.57-58）によると、「慶長自記」は、「大惣本」を底本とする堀田校注（1976）のほかに「希良軒本」による近藤・平岡編（1987b, pp.701-711）を参照することができる。そのほか、桑名市教育委員会編（2006）では、史料として義道「竊庵随筆」（『魯竊庵随筆』）所収の「慶長自記」が抜粋されている（桑名市教育委員会編、2006, p.462）。

120 堀田校注（1976, p.588）

121 堀田校注（1976, p.588）を参照した。

111 岡野（2002, p.449-450）

112 義道（1798, pdf 21/210）

113 義道（1798, pdf 22/210）

114 堀田・水谷・堀・土肥編著（1987, p.52）

115 原田（1985, p.30）を参照した。

116 原田（1985, pp.40-47）を参照した。

しての桑名の全容は、正保元（1644）年に江戸幕府から各地の城持ち大名に提出が命じられた城絵図である「正保城絵図」の「勢州桑名城中之絵図」にみることができる¹²²。「勢州桑名城中之絵図」と「益田庄桑名三崎天正元亀以前之圖」とを比較してみると、員弁川（町屋川）・大山田川の流路がつけかえられ、街区や街道が整備されたことが確認でき、中世には3つの洲で構成された桑名（「桑名三ヶ村」）が、「慶長の町割り」によって、ひとつのまとまりのある都市へと整備されたことがわかる。都市整備の結果、員弁川（町屋川）・大山田川もとの河道は城下町の堀として利用され¹²³、街区は「身分別職能別地域分化」¹²⁴が進められた。身分や職業によって集住した地域には職人町や紺屋町などの町名がつけられ¹²⁵、多くの寺院が寺町・新町・伝馬町・萱町などに移転し門前町が形成された¹²⁶。

近世の桑名は、古代からの水陸交通・交易の要衝としての機能とも相まって、城下町としてだけでなく、複合的な機能をもつ都市として発展した。藤本（1976）によると、近世の桑名にみられるような「複合機能都市」は、「閉鎖的な城下機能と開放的な門前・宿・港機能、軍事的な城下機能と非軍事的な市場機能、相互補完的な城下機能と港機能、あるいは門前機能と市場機能、団塊的形態の城下町と街路村形態の宿場町と門前町、封建的な武士と脱封建的な人民（とくに商人）、消費的な武士と生産的な町人など、機能的にも、形態的にも、住民意識も異なる要素が混合した近世都市」¹²⁷として特色づけられる。

宿場町としての機能は、慶長六（1601）年に徳川家康によって定められた宿駅制度において、桑

名宿と宮宿（熱田）とのあいだの東海道は七里の海路（七里の渡し）とされたことにより充実した。「東海道宿村大概帳」によると、旅籠屋の数は、天保十四（1843）年には、宮宿が東海道で最多の248軒であり、桑名宿はそれに次ぐ120軒であったとされる¹²⁸。桑名宿と宮宿とのあいだの船賃は、寛永二（1625）年に乗合一人につき十七文であったが、その後は徐々に値上がりし、延宝九（1681）年には四十七文に、寛政十一（1799）年には五十四文になっている¹²⁹。古来からの港町としての機能は、寛永七（1630）年に船馬町の船着場が開発され、いっそう整備・強化された¹³⁰。船馬町という地名からも、そこが船と馬とからなる水陸交通の拠点であったことがわかる。

市場町としての機能は、古代よりみられる。近世においては、南魚町（俗称「魚の棚」）では「古来、魚菜の市場あり」¹³¹とされ、『久波奈名所図会』によると、「当町肴屋多し故に町名とす。魚店には四時ともに魚鰕夥數ありて、絶る事なし。当所海浜の漁獵のみならず、紀州熊野浦・志州、鳥羽浦・南勢其外尾州・三州・近国の嶋々より運送し来て、肴の市は毎朝朝賑なり。依て当所よりの濃州・江州・越前・北国等の国々へ歩荷を仕立て運送す。冬分には白魚・蛤雁・鴨の類京都・大阪へも日く送り登事多し。」¹³²とされ、「肴市」と題された挿画¹³³もある。片町は「片町河岸」ともよばれ、「野菜果物の市場が開かれた。」「往年木曾、揖斐、長良三大川による尾張、三河、伊勢、美濃の米、野菜等はこの水運を利用して米問屋が集まり、青物問屋、素麵問屋、宿屋、遊女屋、廻漕店などが繁栄した。」とされる¹³⁴。天明四（1784）年には、吉津屋町に米会所すなわち米市場が設立され、その後、米会所は北魚町・福江町・片町・馬

122 国立公文書館デジタルアーカイブ「勢州桑名城中之絵図」(<https://www.digital.archives.go.jp/item/697827.html>)を参照した(2022年9月21日閲覧)。

123 桑名市博物館編(2016, p.114)を参照した。

124 藤本(1976, p.275)を参照した。

125 久波奈古典籍刊行会編(1977, 中巻, p.141, p.143)を参照した。

126 近藤・平岡編(1987a, pp.102-130)、久波奈古典籍刊行会編(1977, 上巻, p.180)を参照した。

127 藤本(1976, p.269)

128 児玉校訂(1970)を参照した。

129 久波奈古典籍刊行会編(1977, 上巻, pp.161-162)を参照した。

130 久波奈古典籍刊行会編(1977, 上巻, p.170)を参照した。

131 近藤・平岡編(1987a, p.230)

132 久波奈古典籍刊行会編(1977, 中巻, pp.141-142)

133 久波奈古典籍刊行会編(1977, 中巻, pp.52-53)

134 近藤・平岡編(1987a, p.216)

道等に移転し、天保年間（1830～44年）には殿町に移ったとされる¹³⁵。『国史大辞典』「桑名米市場」の項では、「天保のころ、同市場は殿町に移り、嘉永・安政のころには片町・馬道・福江町にも市場が設けられた。殿町市場では伊勢米を建米とし、片町市場では藩の蔵米を建米として延取引が行われていた。」¹³⁶とされる。桑名の米会所は、明治期には株式会社組織である「桑名米商会所」さらには「株式会社桑名米穀取引所」へと継承され、全国唯一の夕市が立てられて東京・名古屋・大阪（堂島）の米相場にも大きな影響を及ぼすほどになったとされる¹³⁷。

近藤・平岡編（1987a）では、「領主の産業奨励と特産」として、（一）桑名米、（二）木材、（三）製油、（四）海産、（五）陶器、（六）鋳物、（七）桑名盆（かぶら盆）、（八）其他があげられている¹³⁸。これらのほとんどが、現代においても桑名の地場産業あるいは名産として継承されている¹³⁹。（一）桑名米については、上述のとおりである。（二）木材については、中世以来の集散地として知られており、「微賤より起きて巨万の富商となる。」¹⁴⁰とされた山田彦左衛門（山田良順）のような豪商もあらわれた。山田彦左衛門は、貞享三（1686）年に、太一丸にあった矢田孫太郎の邸宅を購入し、庭園などを整備拡張して下屋敷・隠居所とした¹⁴¹。その邸宅の様子は、『久波奈名所圖會』にも挿画「山田氏林泉圖」¹⁴²として描かれている。この邸宅は、近代における桑名の豪商である初代諸戸清六が明治十七（1884）年に購入し、現在は「諸戸氏庭園」として一般公開もされている¹⁴³。（三）製油については、桑名に油屋があったともいわれ、

油町の地名が現在も残っている。（四）海産については、中世には禁裏御料所として蠣を献納したが、近世には蛤と白魚とが桑名の名物となった。焼き蛤が東海道沿いの東富田村や小向村の茶店で売られ¹⁴⁴、煮蛤は時雨蛤として現在も知られている。白魚は、「透明無色の気品、淡白無類の味覚によって蛤以上に珍重」¹⁴⁵ともいわれる。（五）陶器については、船馬町の豪商でもあった沼波弄山によって元文年間（1736～41年）にはじめられた萬古焼が知られており、現在も三重県の各地で製陶技術が継承されている。（六）鋳物については、「慶長の町割り」にあたって員弁郡大泉村より鋳物師の広瀬氏が招かれた。広瀬氏が住んだ土地には鍋屋町との町名がつけられた¹⁴⁶。広瀬氏とともに桑名の鋳物師として知られる辻内氏は、寛文七（1667）年に桑名城主の松平定重の命によって桑名宗社の青銅の鳥居を鋳造建立した。辻内氏の鋳物工場があった土地は鍋屋堤と呼ばれた。桑名では鋳物とともに鍛冶も盛んであり、桑名宗社には刀工の村正が天文十二（1543）年に制作し奉納した太刀が残されている¹⁴⁷。（七）桑名盆（かぶら盆）については、桑名産の漆盆のうち蕪の図柄のものが「かぶら盆」と呼ばれ、『久波奈名所圖會』にも挿画「桑名盆圖」として描かれ「和蘭人通行の節いつも調へ行きて外国交易の一助とす」¹⁴⁸とされている。（八）其他については、桑名団扇、榭、切付、附木、美清香伽羅油、桶、菓子などがあげられている。菓子については、桑名は老舗の和菓子店が多くあり、東海道において町屋川を渡る町屋橋の付近の安永村の茶店で売られていた「安永餅」は、現在も桑名の代表的銘菓として知られている¹⁴⁹。産業奨励の成果ではないが、自然発生的

135 近藤・平岡編（1987a, p.395）を参照した。

136 国史大辞典編集委員会編（1984, 第4巻, p.981）

137 近藤・平岡編（1987a, pp.393-396, pp.962-969）を参照した。

138 近藤・平岡編（1987a, pp.373-392）を参照した。

139 堀田・水谷・堀・土肥編著（1987, pp.309-359）を参照した。

140 近藤・平岡編（1987b, p.278）

141 近藤・平岡編（1987b, pp.472-475）を参照した。

142 久波奈古典籍刊行会編（1977, 上巻, pp.96-97）

143 諸戸氏庭園ホームページ（<http://www.moroto.jp>）内「庭園の紹介」を参照した（2022年9月21日閲覧）。

144 粕谷監修・秋里原著（2001, pp.336-337）を参照した。

145 近藤・平岡編（1987a, p.380）

146 近藤・平岡編（1987a, pp.222-223）を参照した。

147 桑名宗社ホームページ（<http://www.kuwanasousha.org>）内「宝刀村正」を参照した（2022年9月21日閲覧）。

148 久波奈古典籍刊行会編（1977, 中巻, p.5）

149 株式会社 永餅屋老舗ホームページ（<https://www.nagamochiyarouho.co.jp>）を参照した（2022年9月21日閲覧）。

に宿場町には遊郭が形成された。文政年間（1818～30年）には川口町・江戸町・船馬町・本町・片町に遊女屋が散在し¹⁵⁰、「勢州桑名に過ぎたるものは二朱の女郎に銅の鳥居」¹⁵¹とうたわれた。

近世の桑名の様子については、名所図会ものとしては、『久波奈名所圖會』のほか、ともに寛政九（1797）年に刊行された『東海道名所図会』（秋里籬島著・円山応挙ほか画¹⁵²）¹⁵³や『伊勢参宮名所図会』（蔀関月編・画¹⁵⁴）¹⁵⁵にも描かれている。享和二（1802）年に刊行が始まった滑稽本である十返舎一九著『東海道中膝栗毛』（五編上）では宮からの船や町屋橋や東海道沿いの茶店の様子が描かれ¹⁵⁶、長崎の出島に住んでいたドイツ人医師であるジーボルトによる文政九（1826）年の江戸への旅行記である『江戸参府紀行』では鋳物工場や城下町の様子が描かれている¹⁵⁷。天保五（1834）年ごろに刊行された歌川広重の『保永堂版 東海道五十三次』「東海道五拾三次之内 桑名 七里渡口」をはじめとする数々の浮世絵によっても、近世の桑名の様子をうかがい知ることができる¹⁵⁸。

近世後期の桑名の住民の日常については、矢田河原庚申堂北に住んでいた桑名藩の下級武士である渡部平太夫が、その養子であり桑名藩領であった越後の柏崎に赴任した渡部勝之助に宛てるために記録した天保十（1839）年から嘉永元（1848）年までの日記である「桑名日記」¹⁵⁹や、福江町に

住んでいた町人の角屋吉兵衛が書き残した天保五（1834）年から明治十一（1878）年までの記録である『豊秋雑筆』¹⁶⁰によっても詳しく知ることができる。

近世の桑名の城下（町中）の人口は、片山恒斉編著（1835）『桑名志』によると、延宝七（1679）年に12,520人、元禄年間（1688～1704年、何年の記録であるかは不明）に11,902人、寛政三（1791）年に10,857人、文政六（1823）年に8,527人であり¹⁶¹、「東海道宿村大概帳」によると、天保十四（1843）年に8,848人となっている¹⁶²。

Ⅲ-5 桑名における市の転態と市神の転態と

平安末期の十二世紀前半に益田荘内の員弁川の流域にある星川（現在の桑名市星川）に港や市場（星川市庭）があったことを示す天承二（1132）年の記録（『平安遺文』四七〇一「法家勘文 陽明文庫本知信記天承二年巻紙裏文書」）がある¹⁶³。網野（1996）によると、「この市庭で、鯛などの魚や米・稲などの雑物を交易した外宮の神人歌長為国の子息末房から、益田荘下司久米為時が津料を徴収しようとしたところ、末房は神人の威をかりてこれを拒否、はては抜刀して為時に斬りかかった。為時は危くそれを逃れ、刀と雑物を差押えたが、末房はこれを不法として二宮庁に訴え、為時も『市庭集会有司刀禰』の『証判』を得て、『殿下政所』に末房を訴え、この訴訟について、法家勘文が作成された」¹⁶⁴というものであった。津料とは、港の利用にかかる利用料・税である。現在の三岐鉄道北勢線に沿った地域は、古代には有力な豪族（猪名部氏）の記録もある員弁へとつながる陸路（のちに濃州街道・員弁街道として整備されるもの）や員弁川の水路があり、古くから交易

150 近藤・平岡編（1987a, p.927）を参照した。

151 堀田・水谷・堀・土肥編著（1987, p.92）

152 桑名の場面は、竹原春泉齋・栢友徳による。

153 粕谷監修・秋里原著（2001, pp.333-362）、国立国会図書館デジタルコレクション「東海道名所図会 上册」（<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/765194>, pp.81-94, コマ番号 100-107/168）を参照した（2022年9月21日閲覧）。

154 旅の文化研究所編（2002）によると、近年では「編著者は秋里籬島・秦石田、絵師は蔀関月・西村中和とする説が出されている。」（旅の文化研究所編, 2002, p.16）とされる。

155 旅の文化研究所編（2002, pp.44-47）、国立国会図書館デジタルコレクション「伊勢参宮名所図会 5巻（3）」（<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2555627>, コマ番号 4-10/46）を参照した（2022年9月21日閲覧）。

156 中村校注（1995, pp.239-260）を参照した。

157 ジーボルト著・斎藤訳（1967, pp.166-167, pp.225-226）を参照した。

158 桑名市博物館編（2013）を参照した。

159 堀田校訂（1971, pp.501-632）、堀田・水谷・堀・土肥編著（1987, pp.111-250）を参照した。なお、勝之助から平太夫に宛てた日記が「柏崎日記」である。

160 『豊秋雑筆』の資料紹介である梅澤（1995）のほか、天保五（1834）年から文久二（1862）年までの分を翻刻・校訂した桑名町人風聞記録刊行会編（2013）を参照した。

161 片山編著（1835, pdf 76-77/242）を参照した。

162 児玉校訂（1970, p.745）を参照した。

163 竹内編（1965, pp.3702-3703）、網野（1996, pp.186-187）を参照した。

164 網野（1996, p.186）

がさかんにおこなわれていたと推測される。

『久波奈名所圖會』の「益田庄桑名三崎天正元亀以前之圖」には、三崎社・春日社（桑名宗社）の北に「市神」が祀られていたことが示されている。市神の北西の川沿いには「市部磯」とある。「市部磯」について、「伊勢國風土記」には「海上多口女而商民賣。中古以來有夢想之事。而備熱田之神膳。其魚大者如鯉。細鱗而長口。其味美也。」¹⁶⁵とある¹⁶⁶。「伊勢國風土記」は、古代律令制下でまとめられた古風土記を模造して近世初頭につくられた偽書である『日本惣国風土記』¹⁶⁷に収録されている¹⁶⁸。『久波奈名所圖會』では、「市部磯 今詳ならず」、「伊勢風土記云。市部磯桑名郡にあり。此磯辺口女魚多し。熱田の神膳に備ふ。其魚鯉鱗長口美味なり」、「今桑名の地に南市場北市場の名あり。今春日祭り兩車の名の如くなれり。又座方市神の社あり。春日古画図に春日社の左傍に市神あり。春日神事の前後に市のありし事は今尚人口に残れり。寛文中桑名十景の序文に華表の南北舗を開、市を成し或は薪を負て塩殻にかへ、或は菓蔬を荷て鱗介を市にす。山海の産物交易して退と云云。風土記に市部磯とあるは此辺往古磯辺の名なるへし。外に桑名郡の内に市によって名とする処なし。後人可考。」とされる¹⁶⁹。ここで、「春日古画図」とは、西羽（2006, p.30）にみられる「三崎春日社古絵図」（春日神社蔵）であろう。

桑名宗社（通称：春日神社）は、桑名神社（旧称：三崎大明神）・中臣神社（旧称：春日大明神）の両社からなる桑名の総鎮守である¹⁷⁰。古代桑名の豪族であった桑名首（くわなのおびと）の祖神

（天津彦根命・天久々斯比乃命）を祀る桑名神社の境内に、正応二（1289）年、天日別命を祀る中臣神社が山上から遷座された。中臣神社には、永仁四（1296）年に、奈良の春日大社より春日四柱神（建御雷神・斎主神・天兒屋根命・比売神）が勧請合祀された。桑名神社の創始については、詳細不明であるが、「社伝では、古くは現在の桑部村にあったが、景行天皇四十年には宮町付近に鎮座して、その後宝殿町付近に遷座されたが、景行天皇四十五年には現在地に遷された」¹⁷¹ともいわれる¹⁷²。延喜式神名帳の伊勢国桑名郡に記載されている式内社であることから、少なくとも十世紀初頭までには現在の場所に鎮座し、当時の地形によって岬に位置したことから三崎大明神とよばれたことが推測できる¹⁷³。近藤・平岡編（1987a）によると、「桑名神社は現在春日さんと呼ばれているが、昔は三崎さんと言って桑名の産土神で、海上航海の安全を守護する神で、又市場を繁栄させる靈験のあった神であったのが、後に天久之比命を神官等が奉祀したものらしい。」¹⁷⁴とされる。

山上に祀られていた中臣神社が桑名神社の境内に遷座されたことは、当時、桑名が近衛家領益田荘であったことや桑名における交易の中心地が山手から洲崎のほうに移ってきていたであろうことに関係があると思われるが、詳細不明である。漁撈と交易とを主な生業とした中世桑名の住民たちが、益田荘の領家である近衛家（藤原氏）に所縁のある神々を桑名神社（三崎大明神）と並び祀ることによって、漁撈や交易のさらなる安全と繁栄そして開拓を進めている洲崎の発展を願ったと推測することはできるだろう。

『桑名神社中臣神社縁起鈔』（1891年）では、中臣神社の旧地について「御舊地ハ今何處トモ昔ナラネト西方ノ山上ナリ或ハ益田村ナリ上野村ナ

165 堀編（1959, p.366）

166 口女（クチメ）とは、鱈（ボラ）の古名である。『広辞苑 第四版』によると、ボラの異称として、伊勢鯉（イセゴイ）がある（新村編, 1991, p.137「伊勢鯉」の項を参照した）。

167 立岡（2009）を参照した。

168 早稲田大学図書館 古典籍総合データベース「日本惣国風土記（書写資料）第1冊」（https://archive.wul.waseda.ac.jp/kosho/ru03/ru03_01494/ru03_01494_0003/ru03_01494_0003.pdf, コマ番号 47/154, 53/154）を参照した（2022年9月21日閲覧）。

169 久波奈古典籍刊行会編（1977, 中巻, p.134）

170 桑名宗社ホームページ（<http://www.kuwanasousha.org>）内「由緒」（2022年9月21日閲覧）、近藤・平岡編（1987a, pp.47-49）を参照した。本文中の呼称は、時代を問わず「桑名宗社」で統一している。

171 桑名市教育委員会編（2006, p.33）

172 景行天皇四十年は、西暦110年にあたることされる。

173 「三つの洲崎があったので、氏神の社を三崎大明神といった」（堀田・水谷・堀・土肥編著, 1987, p.16）とする説もある。

174 近藤・平岡編（1987a, p.89）

リナド公私瓜録見聞畧志桑名志等二見エタルゾ由縁アリゲナル猶ヨク探索スベシ」とされ、遷座の理由は「故アリテ」とだけ記されている¹⁷⁵。春日四柱神の勧請について、「春日勧請文」とよばれるものが『桑名神社中臣神社縁起鈔』¹⁷⁶のほか『久波奈名所圖會』¹⁷⁷、『桑名志』¹⁷⁸、『勢桑見聞略志』¹⁷⁹、黒沢翁満（出版年不明）『北勢古志』¹⁸⁰に残っているが、これは後世の偽作ともいわれ真偽不明である¹⁸¹。

桑名は古代より交通・交易の要衝であり、桑名宗社の門前にも市が立てられていたことは、近くに市神が祀られていたことや市部磯との地名があったことから推測できるが、桑名宗社の門前でいつ頃から市が立てられ市神が祀られるようになったのかは不明である。桑名宗社近くの市神は、『久波奈名所圖會』では北魚町の氏神である「座方市神社」と記される社であろう¹⁸²。北魚町には座方町の別名があったとされ、「座方」とは桑名宗社の氏人である桑名衆が形成した「宮座」に由来するとされる¹⁸³。「宮座」とは、『国史大辞典』「宮座」の項では、「氏子のうちの一部の者が独占的に神事執行に携わるもの」¹⁸⁴とされる。中世後期の桑名には、桑名衆の自治によって自由な商業活動を志向する「十楽の津」としての性格と、公的な権力を背景に独占的な商業活動を行う「座」の存在とが併存していた。それは、桑名衆が氏人として桑名宗社の神事を独占する「宮座」を形成¹⁸⁵すると同時に、この「宮座」を桑名での自由な商業活動を保証する自治組織の母体としていたから

ではないだろう。

近世の桑名は、桑名藩の支配下にありながらも、中世以来の桑名衆によって構成された「町年寄」によって一定の自治がみとめられていた¹⁸⁶。桑名銀行の初代頭取である佐藤義一郎による『桑名銀行沿革畧記』によると、天保十二（1841）年六月には、桑名藩の財政支援（「経済ヲ整理スル」¹⁸⁷）を担うために桑名衆によって御内用懸が設立され、「御内用懸員ノ集會等ノ便ニ供スルニ藩主ヨリ北魚町ニ家屋ヲ建築シ御内用懸詰所ト云フ其地ハ現今ノ市神神社ノ表門ナリシヲ數年ノ後双方ノ都合ニヨリ轉換セラル」¹⁸⁸とされる。御内用懸は、明治二十六（1893）年には商法（旧商法）の施行によって株式会社桑名銀行となった¹⁸⁹。桑名市博物館編（2016）にある「桑名町地図」（1896年）¹⁹⁰や「桑名町全図」（1899年）¹⁹¹には、北魚町の市神社の北隣に不鮮明であるが「桑名銀行」と読める。桑名銀行は、大正五（1916）年に百五銀行に買収され¹⁹²、百五銀行桑名支店¹⁹³となった。

中世から近世にかけて、市は幕府や大名あるいは有力寺社による支配や管理がおよぶ場所になっていき、市神は市という「無縁」の場を秩序づける守り神から地域共同体における商売繁盛の神（氏神）へと転態していったことは、すでに述べた。桑名においても、市は南魚町・片町・殿町などにおける常設店舗へと転態し、市神は市の守り神から城下町の地域共同体の守り神（氏神）へと転態していったと推測できる。「慶長の町割り」によって整備されるまでの桑名は「十楽の津」を志向する自由な商業活動と住民自治とによって栄えた自

175 井上校讀（1891, pdf 17/81）を参照した。文中の「公私瓜録」は太田吉寛による慶長二（1597）年から貞享元（1684）年までの記録である『公私瓜録』、『見聞畧志』は山本（1752）『勢桑見聞略志』、『桑名志』は片山編著（1835）『桑名志』である。

176 井上校讀（1891, pdf 18/81）を参照した。

177 久波奈古典籍刊行会編（1977, 上巻, pp.169-170）を参照した。

178 片山編著（1835, pdf 117/242）を参照した。

179 山本（1752, pdf 73/89）を参照した。

180 黒沢（出版年不明, コマ番号 25-26/128）を参照した。

181 西羽（2006, p.31）、井上校讀（1891, pdf 18/81）を参照した。

182 久波奈古典籍刊行会編（1977, 上巻, p.173）を参照した。

183 堀田・水谷・堀・土肥編著（1987, pp.103-104）を参照した。

184 国史大辞典編集委員会編（1992, 第13巻, p.490）

185 堀田・水谷・堀・土肥編著（1987, pp.49-51）を参照した。

186 近藤・平岡編（1987a, pp.251-254）を参照した。

187 佐藤（1894, pdf 2/11）

188 佐藤（1894, pdf 3/11）

189 佐藤（1894, pdf 7/11）を参照した。

190 桑名市博物館編（2016, p.63）

191 桑名市博物館編（2016, p.64）

192 一般社団法人 全国銀行協会「銀行変遷史データベース（百五銀行）」（<http://www.opac1.com/bank/detail.php?bcd=4609>）を参照した（2022年9月21日閲覧）。

193 所在地は、京町を経て（文化遺産オンライン「桑名市博物館」, <https://bunka.nii.ac.jp/museums/detail/12770>を参照した）、現在は中央町である（2022年9月21日閲覧）。

由都市であったが、近世の桑名は幕藩体制下で管理の行き届いた城下町としての性格をもつようになり、「我々持」を自負したほどの荒々しい気概をもっていた中世の桑名衆は、近世には幕藩体制下の城下町住民としての役割を担うようになっていった。

北魚町の氏神となった市神(座方市神社)は、『久波奈名所圖會』によると、「當社往古は春日社の傍に有 春日社古画図に見へたり 中古の社地は北魚町西南角にて狭小なり。寛保二年五月今の地面を買取り遷座せしなり。今の社地は寛保年中迄待屋敷なり。」¹⁹⁴とされる¹⁹⁵。桑名市博物館編(2016)によると、萬治三(1660)年の作とされる「萬治桑名町地図」¹⁹⁶、元禄四(1691)年より以前の作と推定される「桑名城絵圖」¹⁹⁷、元禄十五(1702)年の作とされる「勢州桑名城侍屋敷寺社共絵圖」には、北魚町西南の角地に「市神」あるいは「一神」と書かれていることが確認できる。

『久波奈名所圖會』の挿画「御城下惣圖」には、北魚町に北向きで「市」、その南隣に南向きで「弁」と記されている¹⁹⁸。「市」は遷座後の市神(座方市神社)の社地、「弁」は「弁財天社」の社地である。弁財天社(市杵志麻神社)は、田町の氏神であった¹⁹⁹。『久波奈名所圖會』には、「弁財天社 北森下にあり」、「門 鳥居 共に南向 御神池あり」、「弁財天屋敷 同所傍にあり。人家少々あり。」とある²⁰⁰。北森下とは、桑名宗社の北に接する東西の小路のことである。「当社鎮座年月未詳。」²⁰¹であるが、桑名市博物館編(2016)によると、延宝五(1677)年の作とされる「延宝五年桑名町絵圖」²⁰²には、春日社(桑名宗社)の北向かいに不鮮明であるが「辨才天」と読める。萬治三(1660)

年の作とされる「萬治桑名町地図」にはみられないので、1660年から1677年のあいだに弁財天社が祀られたと推測できる。座方市神社が(両性具有神といわれる場合²⁰³もあるが)男性の市神である蛭見尊(エビス)を祀っている²⁰⁴ことから、女性の市神である弁財天を隣地に迎えることによって一組の夫婦神として祀ろうとしたのかもしれない²⁰⁵。

北森下には、北側に「玉矛社」があった。玉矛社(玉鉾神社)は、上本町の氏神であった²⁰⁶。『久波奈名所圖會』によると、「玉矛社 北森下本町西へ入北側にあり 社司 佐藤民部 祭日 九月九日 本社 南向祭神一座 田心姫 撰社 式座 奥津彦命 奥津姫命 社記云。伊勢国桑名郡益田庄三崎烏崎北市場玉矛大明神佐軍神三社 一座 田心姫 靈御形神笏当所春日御祭礼御矛守護之神 靈也下略」²⁰⁷とあり、挿画「春日社往古圖」²⁰⁸にも北森下に「玉鉾」がある。桑名市博物館編(2016)によると、文政六(1823)年以降の作とされる絵図から同地に「玉鉾」がみられるようになる²⁰⁹。

玉矛社は、現在、旧社地²¹⁰近くに路傍祠が佐軍神(石神)として残っており、「文禄二年の棟札」があるとされる²¹¹。この路傍祠に祀られているご神体は、男性器を模したような「石柱に傘石の付随しているもの」²¹²であり、『日本民俗事典』「市神」の項で指摘されている市神のご神体の特徴をよく示している。路傍祠に祀られているご神体の形態や、祭神が田心姫など市神として祀られることのある宗像大神であったこと、座方市神社や弁財天社とも近い場所にあったことから、玉矛社も本来は市神として祀られたのではないかと推測で

203 北見編(1991, p.267)を参照した。

204 久波奈古典籍刊行会編(1977, 上巻, p.173)を参照した。

205 吉村泰志氏から、何気ない会話のなかで指摘いただいた。

206 桑名市教育委員会編(2006, pp.48-49)を参照した。

207 久波奈古典籍刊行会編(1977, 中巻, p.135)

208 久波奈古典籍刊行会編(1977, 中巻, pp.30-31)

209 桑名市博物館編(2016, pp.53-59)を参照した。

210 現在の「上本町祭車庫」にあたるとみられる。

211 近藤・平岡編(1987a, p.447)、堀田・水谷・堀・土肥編著(1987, pp.375-376)を参照した。文禄二年は、西暦1593年である。

212 大塚民族学会編(1972, p.40)

194 久波奈古典籍刊行会編(1977, 上巻, p.173)

195 寛保二年は、西暦1742年である。

196 桑名市博物館編(2016, p.23)

197 桑名市博物館編(2016, p.25)

198 久波奈古典籍刊行会編(1977, 中巻, pp.76-77)を参照した。

199 桑名市教育委員会編(2006, pp.48-49)を参照した。

200 久波奈古典籍刊行会編(1977, 中巻, p.135)

201 久波奈古典籍刊行会編(1977, 中巻, p.135)

202 桑名市博物館編(2016, p.28)

きる。

『久波奈名所圖會』には、座方市神社について、「社傳云當所三崎春日の両社大祭禮毎年八月十八日なり。此日より九月二十日まで、南北市場にて町在打混して賣買交易の市を立る事を旧例とす。市の終の日當社の祭日なりと、寛文年中まで其事あり其後市を立る事無し」²¹³とある。南北市場とは、おおよそ桑名宗社を境として市場を南北に分けた呼び名である。「慶長自記」によると、慶長九（1604）年の記事に「御車の造作去年雖有之、一両分の輪挟不出来、輪も薄くして悪き故、重て二両分其外大材木熊野へ御あつらへ被成」、「二両の車出来有之。くし取して北市場南市場へ御取可有と申人も候へ共、北は北市場取、南は南市場へ取也。」とあり²¹⁴、すでに北市場・南市場という呼び名があったことがわかる。北市場・南市場という呼び名は、現在でも桑名宗社の祭事の参加町内の区分の単位として残っている²¹⁵。桑名宗社の祭事とは、桑名神社の例祭（八月十七日が祭日）でヒヨリ祭ともいわれる前期桑名祭（石取祭はその一環である）と、中臣神社の例祭（九月十八日が祭日）で御車祭ともいわれる後期桑名祭である²¹⁶。『久波奈名所圖會』には、前期桑名祭については「石取神事」として²¹⁷、後期桑名祭については「桑名祭」として詳細が記されている²¹⁸。『久波奈名所圖會』の挿画「桑名祭」²¹⁹によると、南北市場の御車は相当に豪華な楼車である。この楼車の上で奏樂が奉納されていたとされる²²⁰。挿画「春日社往古圖」²²¹には、春日社（桑名宗社）の南北の門を入った東側に「北市場蔵」や「南市場庫」

がみえる。これらのことから、当時の桑名衆の財力や文化の高さ、桑名宗社との関係の深さが推測できる²²²。

後期桑名祭すなわち御車祭の当時（旧暦）の祭日である八月十八日から座方市神社の祭日である九月二十日までのあいだ立てられていた定期市は、寛文年間（1661～73年）を最後とするが、それはおそらく中世からの桑名の市の名残であり、中世にも桑名宗社を中心に南北に立てられた門前市があったと推測される。「慶長自記」の慶長十九（1614）年の記事には、「八月の御神事の時、本町衆町へ立候衆と丑の年の御神事の時より致内談、宮通へ立候衆の本町に店を打たてられ候て、宮通にては一間を十匁つゝの店賃にて候。本町にては一間を二匁つゝにてかし候。」²²³とある。本町と宮通とは桑名宗社の門前を境に接する南北の路にある町内であり、定期市の期間中に店先を借りる商人に対する賃貸料について、北市場に属する本町の町衆が南市場に属する宮通よりも安くするという価格競争を仕掛けたのであろう²²⁴。ここに、桜井（1992）で指摘された市における興行者に対する商人の立場の優位性²²⁵をみることができる。

桑名の市と市神については、「桑名の市は春日神社を中心に、以南を南市場、以北を北市場が扇状に拡がった。南市場では順調に行われても、南と北になると対峙するようになり、時には一朝事ある場合に途絶状態も続いたようで、南市場の商人は北市場の営業に関して干渉することは許されなかった。市を保護し、これを幸いあらしむべく、市の平和のために春日社が利用され、又市の

213 久波奈古典籍刊行会編（1977、上巻、p.173）

214 堀田校注（1976、p.590）

215 桑名市教育委員会編（2006、p.38）を参照した。

216 桑名市教育委員会編（2006、pp.34-35）を参照した。近藤・平岡編（1987a、pp.407-417）にも詳しい。

217 久波奈古典籍刊行会編（1977、中巻、pp.138-139、pp.40-41）の挿画「七月十七日 練物」を参照した。

218 久波奈古典籍刊行会編（1977、中巻、pp.139-141、pp.46-47）の挿画「桑名祭」を参照した。

219 久波奈古典籍刊行会編（1977、中巻、pp.46-47）

220 桑名市教育委員会編（2006、p.36）を参照した。

221 久波奈古典籍刊行会編（1977、中巻、pp.30-31）

222 南北市場の御車は第二次世界大戦の戦災で焼失し、奏樂も中断されていたが、現在では北市場に伝承されていた楽曲（松平定信の作とされる）の奉納が再開されている（桑名市教育委員会編、2006、p.36を参照した）。桑名宗社は、元禄十四（1701）年に桑名城を含め城下町の大部分に延焼した大火で焼失し、再建した（近藤・平岡編、1987b、p.652を参照した）。焼失する前の南北市場の御車の写真や再開された奏樂については、松井（2019）でみることができる（<https://otonamie.jp/?p=64999>、2022年9月21日閲覧）。

223 堀田校注（1976、p.593）

224 渡辺（2006、p.4）を参照した。

225 桜井（1992、p.251）を参照した。本稿「II -6 中世の市」も参照されたい。

祭神（座方市神社－北魚町）を祀って、九月二十日の市の終りの日を祭日とした。かくて一面、南北両市場の感情的融和を計られ、表面的両市場には何のわだかまりも見られないが、石採神事のように山車の練りから、はしなくも区別されるという習慣は牢固として抜きがたいものがあつたであらう。」²²⁶ともされる。

桑名の市神である座方市神社、その夫婦神ともみることのできる弁財天社（市杵志麻神社）、両社の近くに祀られ市神としての特徴が色濃くみられる玉矛社（玉鉾神社）は、社会システムの近代化と中央集権化とを志向する明治政府の神社合祀政策によって、桑名におけるほかの町内の氏神の多くと同じように、明治四十（1907）年に桑名宗社境内摂社である母山権現神社に合祀され²²⁷、祭祀は残されたものの社殿は現存していない²²⁸。

Ⅲ-6 近代以降の桑名

城下町としての桑名は、明治維新以降その役割を終えた。桑名城の石垣の石材は、稲葉三右衛門による四日市港の建設において、堤防の築財に用いられるなどした²²⁹。桑名城の跡地には、明治二十九（1896）年に桑名紡績株式会社が創立されるなどしたが²³⁰、現在は九華公園、桑名市民プール、株式会社柿安本店本社、柿安コミュニティパーク（吉之丸コミュニティパーク）などがある。

港町としての桑名は、河口への土砂の堆積によって水深が浅く近代的な大型船の入港が困難であり、近隣の四日市港の発展もあって、現在では

採貝を主体とする漁港として継承されている²³¹。

宿場町としての桑名は、明治五（1872）年の宿駅制度の廃止²³²や、鉄道や自動車の発達と普及とにより、徐々にその役割を終えていった²³³。

市場町としての桑名は、鉄道や自動車の発達と普及とにより商業の中心が徐々に桑名駅前あるいは郊外へと移っていったものの²³⁴、旧城下町には、かつての賑わいの風情を現在も残している。

門前町としての桑名は、北寺町・南寺町にある「くわな寺町通り商店街」²³⁵に現在も継承されている。

桑名は「慶長の町割り」による都市整備以降も、大火・洪水・大地震・戦災など、数多くの災害に見舞われた。元禄十四（1701）年二月六日の大火では、桑名城を含め城下町の大部分を焼失した²³⁶。近代以降は、昭和二十（1945）年に米軍機による空爆によって市街地のほとんどが焼け野原となり²³⁷、昭和三十四（1959）年九月には台風十五号（「伊勢湾台風」）によって市街地のほとんどが浸水した²³⁸。数多くの災害に見舞われ、近代以前の建造物は桑名に多くは残っていないが、それでもなお現在の桑名の市街地の原型は「慶長の町割り」に求めることができ、古代から現代にまで続く桑名の歴史・文化の継承の礎は、このときに形成されたといえる²³⁹。

Ⅳ おわりに

本稿が「経営学的フォークロア」研究の一環と

226 近藤・平岡編（1987a, pp.99-100）

227 桑名市教育委員会編（2006, p.49）によると、玉矛社とともに「竈神社」も合祀されたとされる。「久波奈名所圖會」によると、竈神社は、時期は未詳であるが玉矛社に攝せられ（著者注：合祀の意味であろう）、本町西側の町會所を旧地とする（久波奈古典籍刊行会編、1977, 上巻, p.173を参照した）。文政六（1823）年の作とされる「文政年中桑名市中全圖」には、上本町の西側に「町會」と読めるので、ここが竈神社の旧地である町會所であろう（桑名市博物館編、2016, p.53を参照した）。

228 桑名市教育委員会編（2006, pp.48-49）を参照した。

229 近藤・平岡編（1987b, p.556）を参照した。

230 近藤・平岡編（1987a, pp.982-983, 1987b, p.556）、橋口（2012）を参照した。

231 日比野（2006, p.27）、三重県 県土整備部 港湾・海岸課 港湾海岸管理班「桑名港」（<https://www.pref.mie.lg.jp/KOWAN/HP/61118025200.htm>）を参照した（2022年9月21日閲覧）。

232 「国史大辞典」「宿」の項（国史大辞典編集委員会編、1986, 第7巻, p.329）を参照した。

233 日比野（2006, p.27）を参照した。

234 西羽監修（2015, p.33）、久徳監修（1990, p.140, p.160）、「くわな」まちづくりブック編集委員会 給倶楽部編著（2003, pp.54-57）を参照した。

235 くわな寺町通り商店街ホームページ（<https://www.teramachikuwana.com>）を参照した（2022年9月21日閲覧）。

236 近藤・平岡編（1987b, p.56）を参照した。

237 近藤・平岡編（1987a, pp.793-794）、西羽監修（2015, pp.57-58）を参照した。

238 近藤・平岡編（1987b, pp.75-80）、西羽監修（2015, pp.109-111）を参照した。

239 桑名の歴史的・文化的継承については、Mummy-D氏を起用した桑名市のPR動画「くわなにさくはな」（2019）（<https://www.youtube>

しての市神研究の事例を桑名に求めたのは、桑名の旧城下町や町屋川が遊び場であった著者の個人的理由による。調べれば調べるほどに、桑名という土地がたどってきた歴史の重層性を知ることができた。多くの記録や文献が残っているおかげで文献調査のみで本稿を完結させることができたが、分厚い桑名の歴史の深層 (depth²⁴⁰) にどれくらいアクセスできたのかは心もとない。著者の能力のおよぶ限り丁寧な文献調査を心掛けたが、思わぬ誤りや考察が不十分な部分もあるだろう。お気づきの点は、ご指摘いただければ幸いである。今後は、アームチェア (安楽椅子) から立ち上がって、桑名を舞台としてフィールドワーク (現地調査) も進めてみたい。

【参考文献】

- 網野善彦 (1996) 『日本中世都市の世界』筑摩書房。
 石川松太郎校注 (1973) 『庭訓往来』平凡社。
 伊藤裕偉 (2007) 『中世史研究叢書 10 中世伊勢湾岸の湊津と地域構造』岩田書院。
 井上頼罔校讀 (1891) 『桑名神社中臣神社縁起鈔』桑名市立図書館 (歴史の蔵 デジタル化資料)。
 上松寅三編 (1930) 『石山本願寺日記 (上巻)』大阪府立図書館長今井貫一君在職二十五年記念会。
 大塚民族学会編 (1972) 『日本民俗事典』弘文堂。
 岡野友彦 (2002) 『中世久我家と久我家領荘園』続群書類従完成会。
 奥野高廣 (1942) 『皇室御経済史の研究』畝傍書房。
 春日淳一 (1996) 『経済システム—ルーマン理論から見た経済—』文眞堂。
 柏谷宏紀監修・秋里籬島原著 (2001) 『新訂 日本名所図会集 1 新訂東海道の名所図会 (上) 京都・近江・伊勢編』ぺりかん社。
 片山恒斉編著 (1835) 『桑名志』桑名市立図書館 (歴史の蔵 デジタル化資料)。
 鎌倉市史編纂委員会編 (1967) 『鎌倉市史 史料編 第2』吉川弘文館。
 北見俊夫 (1970) 『市と行商の民俗』岩崎美術社。
 北見俊夫編 (1991) 『民衆宗教史叢書 第28巻 恵比寿信仰』雄山閣出版。
 義道 (1798) 『桑府名勝志』桑名市立図書館 (歴史の蔵 デジタル化資料)。
 久徳高文監修 (1990) 『目で見る 桑名の100年』名古屋郷土出版社。
 京大日本史辞典編纂会編 (1990) 『新編 日本史辞典』東京創元社。
 倉本一宏 (2007) 『歴史の旅 壬申の乱を歩く』吉川弘文館。
 黒川紀章 (1989) 『ノマドの時代—情報化社会のライフスタイル—』徳間書店。
 黒沢翁満 (出版年不明) 『北勢古志』新日本古典籍総合データベース。
 久波奈古典籍刊行会編 (1977) 『影印校注 久波奈名所図会 全3巻 (上巻・中巻・下巻)』久波奈古典籍刊行会。
 桑名市教育委員会編 (2006) 『桑名石取祭総合調査報告書』桑名市教育委員会。
 桑名市教育委員会文化課編 (2014) 『新桑名市誕生10周年記念シンポジウム「戦国・織豊期@桑名」<資料集>』桑名市・桑名市教育委員会。
 桑名市博物館編 (2013) 『北斎・広重・国芳—浮世絵に見る東海道五十三次・桑名』桑名市博物館。
 桑名市博物館編 (2016) 『徳川四天王の城—桑名城絵図展—』桑名市博物館。
 桑名町人風聞記録刊行会編 (2013) 『清文堂史料叢書第130刊 桑名町人風聞記録 I <豊秋雑筆>』清文堂出版。
 「くわな」まちづくりブック編集委員会 蛤倶楽部編著 (2003) 『まちづくり極意 くわな流』桑名市。
 皇學館大学史料編纂所編 (2005) 『續日本紀史料

com/watch?v=P7vVhDBU8-I) にもみることができる (2022年9月21日閲覧)。

240 本稿「II-11 市神の転態」を参照されたい。

第7巻』皇學館大学出版部.

近藤空・平岡潤編 (1987a) 『桑名市史 本編』桑名市教育委員会.

近藤空・平岡潤編 (1987b) 『桑名市史 補編』桑名市教育委員会.

国史大辞典編集委員会編 (1979～1997) 『国史大辞典 全15巻 (17冊)』吉川弘文館.

小島憲之・直木考次郎・西宮一民・蔵中進・毛利正守校注・訳 (1994) 『新編 日本古典文学全集 2 日本書紀①』小学館.

小島憲之・直木考次郎・西宮一民・蔵中進・毛利正守校注・訳 (1998) 『新編 日本古典文学全集 4 日本書紀③』小学館.

児玉幸多校訂 (1970) 『近世交通史料集 4 東海道宿村大概帳』吉川弘文館.

佐藤義一郎 (1894) 『桑名銀行沿革畧記』桑名市立図書館 (歴史の蔵 デジタル化資料).

桜井英治 (1996) 『日本中世の経済構造』岩波書店.

佐々木銀弥 (1994) 『日本中世の都市と法』吉川弘文館.

佐々木恵介 (2014) 『古代日本の歴史 4 平安京の時代』吉川弘文館.

佐々木宏幹・宮田登・山折哲雄 (1998) 『日本民俗宗教辞典』東京堂出版.

笹本正治 (1993) 『中世の世界から近世の世界へ』岩田書院.

ジーボルト著・斎藤信訳 (1967) 『東洋文庫 87 江戸参府紀行』平凡社.

島津忠夫校注 (1975) 『宗長日記』岩波文庫.

下中弘編 (1992～1994) 『日本史大事典 全7巻』平凡社.

神宮司廳編 (1932) 『神宮遷宮記 第4巻』表現社.

高橋忠彦・高橋久子編著 (2014) 『庭訓往来：影印と研究』新典社.

竹内理三編 (1965) 『平安遺文 古文書編 第9巻』東京堂出版.

竹中靖一・川上雅 (1965) 『日本商業史』ミネルヴァ

書房.

旅の文化研究所編 (2002) 『絵図に見る伊勢参り』河出書房新社.

千種義人 (1993) 『新版 経済原論』慶應通信.

角田文衛監修・(財) 古代学協会・古代学研究所編 (1994) 『平安時代史事典 全3巻 (本編 上巻・本編 下巻・資料・索引編)』角川書店.

豊田武 (1952a) 『日本の封建都市』岩波全書.

豊田武 (1952b) 『増訂 中世日本商業史の研究』岩波書店.

永嶋福太郎・小田基彦校訂 (1977) 『史料纂集 古文書編 10 熊野那智大社文書 第五 潮崎万良文書 橋爪文書』続群書類従完成会.

仲村研編 (1981) 『今堀日吉神社文書集成』雄山閣出版.

仲村研 (1984) 『中世惣村史の研究 近江国得珍保今堀郷』法政大学出版局.

中村幸彦校注 (1995) 『新編 日本古典文学全集 81 東海道中膝栗毛』小学館.

新村出編 (1991) 『広辞苑 第四版』岩波書店.

西羽晃監修 (2015) 『写真アルバム 桑名・いなべの昭和』樹林舎.

畑中誠治・井戸庄三・林博通・中井均・藤田恒春・池田宏 (1997) 『県史 25 滋賀県の歴史』山川出版社.

塙保己一編 (1959) 『群書類従 第二十八輯 雑部』続群書類従完成会.

福田アジオ・新谷尚紀・湯川洋司・神田より子・中込睦子・渡邊欣雄編 (1999・2000) 『日本民俗大辞典 全2巻 (上巻・下巻)』吉川弘文館.

藤本利治 (1976) 『近世都市の地域構造』古今書院.

藤本利治 (1989) 『歴史時代の集落と交通路—三重県について—』地人書房.

藤原経俊著・宮内庁書陵部編 (1970) 『圖書寮叢刊 経俊卿記』宮内庁書陵部.

堀田吉雄・水谷新左衛門・堀哲・土肥久代編著 (1987) 『桑名の民俗』桑名市教育委員会.

- 三重県編(1997)『三重県史 資料編 中世1(上)』三重県.
- 森田梯訳(2007)『日本後紀(中)』講談社学術文庫.
- 森田雅憲(2009)『ハイエクの社会理論－自生的秩序論の構造－』日本経済評論社.
- 山田俊雄・入矢義高・早苗憲生校注(1996)『新日本古典文学大系52 庭訓往来 句双紙』岩波書店.
- 山口佳紀・神野志隆光校注・訳(1997)『新編日本古典文学全集1 古事記』小学館.
- 山本七太夫(1752)『勢桑見聞略志』桑名市立図書館(歴史の蔵 デジタル化資料).
- 山本大・小和田哲男編(1981)『戦国大名家臣団事典 西国編』新人物往来社.
- 四日市市編(1995)『四日市市史 第16巻 通史編 古代・中世』四日市市.
- 歴史学会編(2005)『郷土史大辞典 全2巻(上巻・下巻)』朝倉書店.
- 脇田晴子(1969)『日本中世商業発達史の研究』御茶の水書房.
- Bhaskar, R. (1975), *A Realist Theory of Science*, Routledge (2008) (式部信訳, 2009, 『科学と实在論－超越論的实在論と経験主義批判－』法政大学出版局).
- Bhaskar, R. (1979), *The Possibility of Naturalism: A Philosophical Critique of the Contemporary Human Science*, Routledge (2015) (式部信訳, 2006, 『自然主義の可能性－現代社会科学批判－』見洋書房).
- Danermark, B., Ekström, M., Jakobsen, L. and Karlsson, J. C. (2002), *Explaining Society: critical realism in the social sciences*, Routledge (佐藤春吉監訳, 2015, 『社会を説明する－批判的实在論による社会科学論－』ナカニシヤ出版).
- Fleetwood, S. (1995), *Hayek's Political Economy: The Socio-economics of Order*, Routledge (佐々木憲介・西部忠・原伸子訳, 2006, 『ハイエクのポリティカル・エコノミー』法政大学出版局).
- 伊藤裕偉(2014)「伊勢湾流通の特質～桑名・安濃津・大湊～」桑名市教育委員会文化課編『新桑名市誕生10周年記念シンポジウム「戦国・織豊期@桑名」<資料集>』桑名市・桑名市教育委員会, pp.15-26.
- 稲本紀昭(1995a)「神宮文庫蔵『私日記』について」『三重県史研究』第11号, pp.61-83.
- 稲本紀昭(1995b)「織田信長と長島一揆」朝尾直弘教授退官記念会編『日本国家の史的特質 近世・近代』思文閣出版, pp.37-59.
- 梅澤裕(1995)「〔資料紹介〕桑名市鎮国守国神社所蔵『豊秋雑筆』について」『三重県史研究』第11号, pp.85-100.
- 勝俣鎮夫(1986)「売買・質入れと所有観念」朝尾直弘・網野善彦・山口啓二・吉田考編『日本の社会史 第4巻 負担と贈与』岩波書店, pp.181-209.
- 加藤幸治(2000)「市神祭と市神の性格の変化－市神から商業繁栄の神へ－」『塚塚山大学大学院 人文科学研究科紀要』創刊号, pp.1-31.
- 小島廣次(1985)「伊勢大湊と織田政権」藤木久志編『戦国大名論集17 織田政権の研究』吉川弘文館, pp.207-235.
- 桜井英治(1992)「市の伝説と経済－十四～十七世紀－」五味文彦編『中世を考える 都市の中世』吉川弘文館, pp.230-263.
- 柴謙太郎(1926)「平安京の市に関する一考察(二)」『歴史地理』第48巻第2号, pp.1-14.
- 菅田薫(1994)「東西の市」『リーフレット京都』第65号.
- 鈴木敦子(1994)「一五・一六世紀における『保内商人』団の経営形態変化と経営論理の展開」『経営史学』第29巻第2号, pp.27-56.
- 立岡裕士(2009)「『日本総国風土記』分類の試み」

- 日本地理学会発表要旨集（2009年度日本地理学会春季学術大会）。
- 千枝大志（2007）「中近世移行期伊勢山田における近地域間構造」『中世都市研究 13 都市をつなぐ』新人物往来社，pp.100-118.
- 西羽晃（2006）「南市場・北市場」桑名市教育委員会編『桑名石取祭総合調査報告書』桑名市教育委員会，pp.28-32.
- 橋口勝利（2012）「産業革命期桑名紡績株式会社の事業展開と合併－企業合併をめぐる重役間対立とその帰趨－」『關西大學経済論集』第 62 巻第 3 号，pp.243-258.
- 原田正記（1985）「戦国末『十楽之津』相論の再検討」『歴史評論』，pp.30-50.
- 日比野晃（2006）「桑名の歴史」桑名市教育委員会編『桑名石取祭総合調査報告書』桑名市教育委員会，pp.21-27.
- 藤田裕嗣（1992）「交通路と小幡商業」五個荘町史編さん委員会編『五個荘町史 第 1 巻 古代・中世』五個荘町，pp.549-596.
- 堀田吉雄校訂（1971）「桑名日記・柏崎日記（抄）」『日本庶民生活史料集成 第 15 巻 都市風俗』三一書房，pp.501-765.
- 堀田吉雄校注（1976）「慶長自記」原田伴彦編集代表『日本都市生活史料集成 七 港町篇Ⅱ』学習研究社，pp.587-599.
- 松井勇樹（2019）「桑名石取祭より『大きな』御車祭（みくるまさい）」WEB マガジン OTONAMIE.
- 水谷覚・吉村泰志（2018）「『経営学的フォークロア』研究にむけて－存在論、認識論、そして『市神』－」『関西実践経営』第 55 号，pp.1-40.
- 水谷覚（2020）「批判的实在論と会計転態論と」『帝塚山経済・経営論集』第 30 巻，pp.31-55.
- 村井祐樹（2011）「戦国大名六角氏と近江国内外交通」『近江地方史研究』第 42 号，pp.13-30.
- 山中章（2012）「東海道朝明・榎撫駅小考」『三重大史学』第 12 巻，pp.1-14.
- 吉村泰志（2019）「『市神』を求めて－経営学的フォークロア研究ことはじめ－」『帝塚山経済・経営論集』第 29 巻，pp.41-62.
- 渡辺康代（2006）「近世城下町桑名における祭礼の変容－住民の生活文化としての祭礼へ－」『歴史地理学』第 48 巻第 4 号，pp.1-18.
- 市比賣神社ホームページ (<https://www.ichihime.net>).
- 一般社団法人 全国銀行協会「銀行変遷史データベース（百五銀行）」(<http://www.opacl.com/bank/detail.php?bcd=4609>).
- WEB マガジン OTONAMIE「桑名石取祭より『大きな』御車祭（みくるまさい）」(<https://otonamie.jp/?p=64999>).
- 株式会社永餅屋老舗ホームページ (<https://www.nagamochiyarouho.co.jp>).
- 桑名市 PR 動画「くわなにさくはな」(<https://www.youtube.com/watch?v=P7vVhDBU8-I>)
- 
- 桑名市埋蔵文化財 包蔵地情報地図 (<http://bunka.city.kuwana.mie.jp/html/gis>).
- 桑名市立図書館 歴史の蔵 デジタル化資料 (<https://kuwana-library.jp/archives/digital.html>).
- 桑名宗社ホームページ (<http://www.kuwanasou-sha.org>).
- くわな寺町通り商店街ホームページ (<https://www.teramachi-kuwana.com>).
- 国立公文書館デジタルアーカイブ「勢州桑名城中之絵図」(<https://www.digital.archives.go.jp/item/697827.html>).
- 国立国会図書館デジタルコレクション『伊勢参宮名所図会 5 巻 (3)』(<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2555627>).
- 国立国会図書館デジタルコレクション『東海道名

所図会 上冊』 (<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/765194>).

新日本古典籍総合データベース『北勢古志』 (<https://kotenseki.nijl.ac.jp/biblio/100001057>).

文化遺産オンライン「桑名市博物館」 (<https://bunka.nii.ac.jp/museums/detail/12770>).

三重県 県土整備部 港湾・海岸課 港湾海岸管理班 (<https://www.pref.mie.lg.jp/KOWAN/HP/61118025200.htm>).

諸戸氏庭園ホームページ (<http://www.moroto.jp>).

早稲田大学図書館 古典籍総合データベース『日本惣國風土記（書写資料）第1冊』 (https://archive.wul.waseda.ac.jp/kosho/ru03/ru03_01494/ru03_01494_0003/ru03_01494_0003.pdf).